

# 総務政策常任委員会会議録

平成20年11月4日

場 所 第2委員会室

平成20年11月4日（火曜日）

---

午前10時1分開会

---

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成21年度重点施策について
- ・平成20年度政策評価の結果について
- ・太陽光発電の推進について
- ・県指定統計条例について
- ・高千穂鉄道（株）の清算について
- ・宮崎県文化賞及び若山牧水賞受賞者について
- ・普通財産（土地・建物）の状況について
- ・平成21年度当初予算編成方針について
- ・平成19年度市町村公営企業決算の概要について

---

出席委員（8人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	新見	昌安
委員		米良	政美
委員		中村	幸一
委員		黒木	覚市
委員		中野	一則
委員		鳥飼	謙二
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員 中野 廣明

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 丸山 文民

県民政策部次長  
（政策担当） 渡邊 亮一

県民政策部次長  
（県民生活担当） 宮田 廣志

部参事兼総合政策課長 土持 正弘

統計調査課長 橋本 江里子

総合交通課長 渋谷 弘二

文化文教・国際課長 福村 英明

総務部

総務部長 山下 健次

総務部次長  
（総務・職員担当） 吉瀬 和明

総務部次長  
（財務・市町村担当） 稲用 博美

部参事兼総務課長 馬原 日出人

財政課長 西野 博之

市町村課長 四本 孝

---

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉

議事課主査 湯地 正仁

---

○外山委員長 おはようございます。総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますけれども、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時3分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。本委員会への報告事項につきまして説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○丸山県民政策部長 皆さんおはようございます。座ったままで説明をさせていただきます。

今日は、報告事項が6件ございます。委員会資料を1枚めくっていただきたいと思います。

まず、平成21年度重点施策についてであります。重点施策は、新みやざき創造戦略及び本県が直面する喫緊の課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策テーマを選定しまして、部局横断的に推進していくものとして、昨年度から取り組んでいるものであります。今日は、本年度の重点施策について、その考え方と内容について説明をさせていただきます。

次に、平成20年度政策評価の結果についてであります。平成20年度の政策評価につきましては、新みやざき創造戦略について、戦略評価シートを作成しまして内部評価を行いますとともに、外部評価として、新みやざき創造戦略評価委員会による評価を実施いたしました。その結果について報告をさせていただきます。

次に、3項目めであります。太陽光発電の推進についてであります。太陽光発電は、全国有数の日照条件に恵まれた本県にとりまして、そのポテンシャルを最も有効に発揮できる分野であると考えております。今日は、今後の施策の方向性と全国の太陽光発電所設置状況等について説明をさせていただきます。

次に、県指定統計条例についてであります。昨年5月に統計法の全面改正が行われまして、来年の4月から施行されることになっております。県指定統計条例につきましても、改正統計法の趣旨を踏まえまして所要の改正を行いたい

と考えておりますので、本日はその内容等について説明をさせていただきます。

次に、5項目めであります。本年12月28日をもって全線の廃止が確定する予定であります高千穂鉄道株式会社の清算に関しまして、これまでの経緯と今後の取り組み等について説明をさせていただきます。

最後に、先日決定いたしました宮崎県文化賞及び若山牧水賞の受賞者について報告をいたします。

以上、報告事項の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○土持総合政策課長 それでは御説明いたします。

まず、21年度の重点施策についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、重点施策の考え方についてでございますが、1の目的のところがございますように、先ほど部長が申し上げましたが、厳しい財政状況の中で、選択と集中の理念のもと、特に重点的に取り組むべき施策テーマを選定いたしまして、次年度の予算編成に反映させることを目的としているものでございまして、昨年度からこのように重点化を図っているところでございます。

重点施策の構築に当たりましては、2の(1)から記載しておりますが、新みやざき創造戦略の中で、特に重要性、緊急性がある課題や、社会経済情勢の変化、新たな県民ニーズなどに対し緊急に対応すべき課題などについて、テーマを選定・構築しているところでございます。

下のほうをごらんいただきたいと思います。今年度の重点施策でございますけれども、左側にありますように、中山間地域・植栽未済地对

策、子育て・医療対策、建設産業対策の3つのテーマを掲げて取り組んでいるところでございます。また、来年度の重点施策でございますけれども、右側にありますように、今年度の重点施策に引き続き取り組みますとともに、新たに、雇用創出・就業支援対策及び環境エネルギー対策を盛り込んで、4つのテーマを掲げておるところでございます。なお、建設産業対策につきましては、雇用創出・就業支援対策に盛り込みまして、植栽未済地対策につきましても、中山間地域対策に盛り込む形で整理をいたしております。来年度も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2ページでございますけれども、今年度の重点施策でございます。

まず、雇用・就業支援対策でございますけれども、本県の雇用情勢は、有効求人倍率が全国に比べて大きく下回るなど、非常に厳しい状況にあり、働く場の確保や就業支援の対策が課題となっておりますことから、総合計画に掲げた新規雇用創出1万人の達成を目指して、雇用創出効果の高い企業誘致の促進を初め、農林水産業の振興、医療・福祉の推進など、1次・2次・3次産業全般において雇用・就業の促進を図るものでございます。また、建設産業につきましては、建設業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況となっていることなどから、引き続き、県内建設産業のための総合的な対策を講じていきます。

次の中山間地域対策につきましては、本年度に引き続き重点施策として取り組むもので、引き続き、中山間地域の活力再生を図るため、その実態を踏まえた短期的、中長期的施策を総合的に展開するものでございます。また、植栽未済地対策につきましても、引き続き、平成22年

度までに植栽未済地を解消するなど、森林整備対策を総合的に推進してまいります。

次の子育て・医療対策につきましても、本年度に引き続き重点施策として取り組むもので、引き続き、社会全体で子育てを応援する機運や仕組みづくりなど、子育て支援の充実を図りますとともに、医療対策につきましても、小児科医を初め、さらなる医師確保対策に努めるものでございます。

最後の環境エネルギー対策でございますけれども、地球温暖化対策は、本県におきましても取り組まなければならない緊急の課題でございます。また、近年の原油価格高騰は、農林水産業などさまざまな分野において県民生活に深刻な影響を及ぼしていることから、人と自然が共生する社会の実現や脱石油化に向けて、本県の地域特性を生かした環境にやさしい新エネルギー等の普及促進を図るものでございます。

この21年度重点施策を推進いたします新規・改善事業につきましては、昨年度といたしますか、今年度といたしますか、と同様に、予算要求枠を1.5倍に拡大しております。現在、各部局において予算編成作業の中で鋭意検討を行っているところでございます。

21年度の重点施策につきましては以上でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。20年度の政策評価の結果についてでございます。

まず、1の評価の目的でございますけれども、昨年策定いたしました宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の着実な推進を図ることを目的といたしまして、計画に掲げる重点施策であります新みやざき創造戦略につきまして、戦略評価シートを作成し、内部評価を行いますとともに

に、外部評価といたしまして、新みやざき創造戦略評価委員会による評価を実施いたしましたところでございます。

評価対象でございますけれども、恐れ入りますが、次の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思っております。新みやざき創造戦略は、ごらんの3つの戦略に、1-1から3-6まで16の枝戦略から成っております、16の枝戦略ごとに戦略評価シートを作成しております。具体的には、その枝戦略を構成いたします56の重点項目の進捗状況等につきまして、A、B、Cの3段階の評価を行い、その結果を踏まえながら戦略評価を取りまとめたものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと思っております。3の評価結果についてでございますけれども、ただいま申し上げました56の重点項目のうち、Aの「全ての項目において、工程表どおり進んでいる」が39項目、Bの「概ね工程表どおりに進んでいるが、一部に遅れが生じている」が17項目、Cの「工程表より遅れている項目が多い」はゼロという結果になっております。

このうち、Aの工程表どおり進んでいる例といたしましてそこに3つ掲げておりますが、学校支援ボランティアやコミュニティスクール等、地域の人材を活用した取り組みの推進、県立病院による高度で良質な医療の効果的・安定的な提供、みやざきブランドの向上及び情報発信強化などでございます。また、Bの一部おくれが生じている例でございますけれども、政策・方針決定過程への女性参画の促進、認定こども園制度の周知を促進、戦略的企業誘致活動の推進などとなっております。

これらの結果を踏まえまして、評価委員会のほうからは、戦略全体の進捗はおおむね順調と

の評価をいただいておりますけれども、一方で、こうした工程表に基づく進捗だけでなく、医師不足など社会的な状況も加味すべきではないかという御意見もいただいたところでございます。今回の評価の結果は以上でございますけれども、今後、この結果、それから議会の皆様方の御意見を伺いながら、来年度に向けての新みやざき創造戦略の展開を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、お手元に、戦略評価シート、戦略評価委員会の評価報告書をお配りしていると思っておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。太陽光発電の推進についてでございます。先般、メガソーラーのパートナーについて公募を実施するというので発表させていただきましたけれども、その考え方等について説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど21年度の重点施策でも御説明いたしましたけれども、来年度の重点施策といたしまして、環境エネルギー対策を新たに盛り込みまして、本県の地域特性を生かした新エネルギーの普及・啓発に取り組むこととしたところでございます。中でも、この太陽光発電につきましては、本県のポテンシャルを最も発揮できる分野の一つというふうに考えておまして、環境エネルギー対策の中心に位置づけたいと考えているところでございます。

1の今後の施策の方向性でございますが、現在、関係部局も含めて検討しているところでございますけれども、検討に当たりましては、図の中ほどにございますように、まず第1に、本県の太陽エネルギーあふれる環境を全国に発信すること、第2に家庭レベルからのエネルギー

自給率の向上を図ること、第3に太陽光を生かした産業の集積に結びつけることの3つの視点に立って進めているところでございます。また、それぞれの展開として、その下に3つの挑戦と書いておりますけれども、まず、全国に情報発信をいたしますシンボルといたしまして、大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーを誘致すること、次に、エネルギー自給率向上のため、住宅用太陽光発電設備のさらなる普及に向けた取り組みを進めること、最後に、太陽電池関連産業の集積を進めるために企業誘致や地元企業の育成等を図ること、この3つを想定しております。なお、具体的な取り組みにつきましては、現在鋭意検討をいたしているところでございます。

次に、2のメガソーラー・パートナーの公募実施についてでございますが、今御説明いたしました3つの挑戦、これは基本的には来年度以降の展開を考えているところでございますけれども、このうちメガソーラーにつきましては、来年度には着工可能というケースの場合、今年度のうちに準備を始めなければ国庫補助への申請等が間に合いませんので、今回の公募実施に至ったものでございます。

なお、募集に当たりましては、企業から幅広くアイデアをいただきたいという思いから、例えば、1カ所当たり1メガワット以上の規模であることといった最低限の条件はつけておりますけれども、具体的な設置場所や施設の形態、売電目的であるとか自家消費などについては、特に制限や指定をしていないところでございます。

また、今回の公募に関する県の役割でございますけれども、(3)に記載しておりますように、国庫補助に対する共同申請や、施設設置後の広

報啓発活動等を想定いたしているところでございます。

今後のスケジュールでございます。実は、本日午後になりますけれども、事業者向けの事前説明会を開催いたします。来週から約1カ月間が実際の募集期間となりますけれども、年内をめどに、具体的な個別協議に入るための1次審査を行いまして、最終的には2月中旬ごろに結果を発表したいと考えているところでございます。

なお、参考として、8ページに、全国のメガソーラーの設置状況を記載いたしております。現在稼働中のものが、シャープ亀山工場の5.2メガワットを先頭に全国に13カ所ございます。計画中のものにつきましては、先日発表されました東京電力の20メガワットの計画を含めまして、4カ所確認をしているところでございます。これらのほとんどは電力の自家消費を目的とした施設になっておりまして、これは仮定の話でございますけれども、先ほど御説明しました公募の結果、電力会社以外による売電目的の太陽光発電所が実現した場合には、全国で初めてのケースになるというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○橋本統計調査課長** 統計法の改正に伴います改正を予定しておりますので、その考え方について御説明させていただきます。

委員会資料の9ページをごらんください。

まず、1の条例の概要についてであります。県指定統計条例は、(1)にありますように、県指定統計の真実性を確保することによりまして、行政の公正かつ能率的な運営に資することを目的としており、(2)にありますように、県指定統計調査に係る申告義務や、統計調査員、統計審議会等について規定しているものであります。

次に、2の条例改正の趣旨であります。統計法が昨年5月に全面改正され、来年4月から施行される予定となっております。改正統計法におきましては、国勢統計や国民経済計算など重要な統計を基幹統計と位置づけるなど、公的統計の体系的整備が行われますとともに、統計データの利用促進と秘密の保護に関する新たな規定が設けられたところであります。今回の条例改正は、それに伴いまして、県の指定統計に係る新たな義務規定や罰則等設けるなど、必要な規定の整備等を行うものであります。

次に、3の条例改正の基本的な考え方ですが、(1)から(3)にありますとおり、調査票情報の提供についての規定の明確化や罰則規定の整備など、3点について改正するものでございます。

次に、4の条例改正の内容について御説明いたします。

まず、(1)調査票情報の提供についての規定の明確化であります。①にありますとおり、統計法におきましては、すべての公的統計について調査票情報の目的外利用は原則禁止されます。このため、県指定統計調査におきまして、目的外の利用を行うための条例の規定を改正するものであります。

具体的な改正内容につきましては、下の表のとおり3点であります。

まず、一番上の情報の提供先についてであります。現行条例におきましては、右端の欄にありますように、知事の承認を受けられなくても目的外利用ができることとしておりますが、左の改正案の欄にありますように、提供先を国の行政機関及び他の地方公共団体に限定したいと考えております。また、その下の欄にありますように、調査票の提供ができる場合を統計の作

成または統計的研究を行う場合等に限定する新たな規定を設けたいと考えております。さらに、一番下の欄にありますように、調査票情報の提供を受けました者等の適正な管理義務や守秘義務についても新たに規定をしたいと考えております。

10ページをごらんください。

続きまして、(2)罰則規定の整備についてあります。①のとおり、統計法の罰則規定のうち、条例においても同様の規定が必要なものについて新たに規定をしますなど、統計法の改正にあわせまして、罰則の対象の拡大や強化を行うものであります。また、②のとおり、量刑につきましては、県の指定統計も国の統計と同等の信頼性の確保や秘密の保護が行われるべきものであり、義務についても同等であると考えられますことから、統計法に準じた量刑としたいと考えております。

具体的には下の表をごらんください。左側の罰則の対象の欄に㊦と表記しておりますのが新たに規定をするものであります。まず、一番上にあります調査票情報の提供を受けた者等による秘密の漏えいや、その下、2番目の欄の、同様な者による不正な利用目的での盗用、さらにその下、3番目にあります業務従事者による調査結果を真実に反するものたらしめる行為等に関する規定を新たに設けまして、それぞれ右の欄のとおり、法に準じた量刑といたします。また、4番目の、調査につきまして申告をせず、または偽りの申告をした者等につきましては、右の欄のとおり量刑の改正を行いたいと考えております。なお、一番下の公務員等の秘密漏えい等につきましては、統計法におきまして、県指定統計を含むすべての公的統計を対象といたします公務員等への罰則規定が設けられました

ため、削除することといたしております。

次に、5のスケジュール等につきましては、来年の2月議会に提案いたしまして議決をいただきますと、4月1日から施行したいと考えております。また、罰則等につきましては、周知期間を設けまして5月からの施行を予定いたしております。

なお、6にありますように、個人情報保護条例につきましても、文言の修正を内容といたします改正を同時に行うことといたしております。

統計調査課からの説明は以上でございます。

**○渋谷総合交通課長** 資料の15ページをお開きください。高千穂鉄道株式会社の清算についてであります。

高千穂鉄道株式会社（TR）につきましては、本年12月28日をもって鉄道事業が廃止されますので、来年3月までの会社清算に向けた準備を進めております。本日は、これまでの経緯と今後の取り組み等について御説明をいたします。

まず、1の鉄道事業廃止に至る経緯であります。御案内のとおり、高千穂鉄道は、平成17年9月に台風14号により甚大な被害を受けました。同年12月に将来の経営見通し等を踏まえ、経営を断念いたしました。

その後、18年4月に、地元・民間が主体となって設立いたしました神話高千穂トロッコ鉄道株式会社からTRに対しまして、高千穂駅と槇峰駅間の営業権と資産を無償で譲り受けたいという旨の申し出がございました。このためTRは、神話高千穂トロッコ鉄道の事業計画区間に入っておりません槇峰駅と延岡駅間につきまして、18年9月5日付で鉄道事業の廃止届を国に提出しました。その1年後、19年9月6日でございますが、この区間につきまして廃止が確定したところでございます。

一方、19年12月に神話高千穂トロッコ鉄道が、TRからの鉄道事業の譲渡を断念いたしましたために、TRといたしましては、残る高千穂駅と槇峰駅間につきましても、12月27日付で鉄道事業の廃止届を提出いたしました。これによりまして、1年後のここの12月28日には同区間も廃止が確定することとなります。

次に、2の鉄道資産の処分に係る検討経緯であります。TRの会社清算に当たりましては、その所有する資産のすべてを処分する必要がありますが、その方法等についての検討経緯を御説明いたします。

まず、19年2月、TRの資産処分に当たりましては、不要施設の撤去費の負担や資産譲渡に伴う課税等の問題がありましたことから、県と沿線自治体が協議を行いまして、諸課題の解決策といたしまして、TRの資産は基本的に沿線自治体が寄附を受ける。沿線自治体は寄附を受けるTRの資産の有効活用に努めるものとしませんが、不要となる施設がある場合は、その撤去等に要する経費は県と沿線自治体が共同で負担するというを確認いたしました。

その後、20年6月、TR取締役会におきまして、TRがみずから処分するもの以外の資産を沿線自治体に寄附することを会社として正式に決議いたしました。さらに、10月には県と沿線自治体による代表者会議を開催いたしまして、不要施設の撤去費用を県と沿線自治体が共同で負担する仕組みとして、県に新たに基金を設置する方向で合意が調ったところでございます。

その内容ですが、お開きいただきまして17ページをごらんください。参考1の資料で御説明させていただきます。

まず、1の基本事項ですけれども、沿線自治体はTRから寄附を受けた資産の有効活用に努



めること、及び不要施設の撤去に要する費用は県と沿線自治体が共同で負担することを改めて確認しております。

次に、2の基金の設置及び管理についてありますが、不要施設の撤去費用を計画的かつ安定的に確保するための仕組みといたしまして、資金を積み立てるための基金を設置することとし、沿線自治体間の調整を図る必要がございますので、県に設置することとしました。

次の3は、撤去費用を算出するための前提となります撤去計画の作成についてであります。不要施設の撤去は、県と沿線自治体が協議して作成した撤去計画に沿って実施する。その計画は、施設の損耗、劣化の状況、撤去費用の規模等に留意して作成する。

それから、4の基金への拠出についてであります。1点目といたしまして、基金の財源でありますけれども、TRの経営支援のため、県や沿線自治体等で積み立てております——高千穂町に現在ございますけれども——高千穂町地域交通体系整備基金、いわゆる経営安定基金でございますけれども、これが廃止される見込みでありますので、その廃止時の残額並びに県と沿線自治体からの新たな拠出金を充てることとしております。2点目といたしまして、基金への積み立ては、撤去計画等をもとに作成する積立計画に沿って計画的に行う。3点目といたしまして、拠出金の負担割合は、表にお示ししておりますとおりに、現行の経営安定基金への拠出割合とすること。4点目ですが、毎年度の積立額は、積立計画を踏まえ、県と沿線自治体とその都度協議して定めることを確認したところでございます。5点目でございますが、基金の計画的な管理運営等に関して協議を行うため、県、沿線自治体による協議会を設置することを合意

したものでございます。

なお、ただいま御説明いたしました関係自治体間の合意内容、撤去費用の共同負担の仕組みにつきましては、右側の18ページに図式化してございますので、説明は省略させていただきますが、後ほどごらんいただければと存じます。

再び16ページにお戻りいただきたいと存じます。3の今後の取り組みについてでございます。

まず、(1)の会社清算手続関係ですけれども、本年12月28日に高千穂駅と槇峰駅間の鉄道事業の廃止が確定いたしますので、これに伴いましてTRは鉄道事業者ではなくなります。これにあわせて、TRと沿線自治体間で資産の寄附に関する契約を締結することとしております。そして、年明けの1月早々に臨時株主総会を開きまして、TRの会社解散の決議を行った後、所要の清算手続に入りまして、3月末を目標に清算を結了することとなっております。

次に、(2)の不要施設の撤去のための仕組みづくりでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、県と沿線自治体が不要施設の撤去費用を共同で積み立てることを目的とした基金を設置する必要があります。TRの資産が沿線自治体に引き継がれる時期にあわせまして基金を設置することが適切かと存じますので、今月予定されております定例県議会に基金の設置条例案を上程し、御審議いただければというふうに考えております。

また、現在、高千穂町が管理しております基金の残額を、県に設ける基金に移管するための補正予算案を来年2月の定例県議会に上程したいと考えております。この補正予算案は、本来であれば、基金の設置条例案と同時に上程したいところでございますが、高千穂町の現行基金の残額の確定が間に合いませんので、来年2月

に上程させていただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 資料の19ページ、20ページをお願いいたします。県文化賞及び若山牧水賞の受賞者についてでございます。既に2つの賞とも委員の皆様には10日からファクスで御通知申し上げ、また新聞報道等での発表もあったところですが、いま一度受賞者等について御報告申し上げます。

まず、1の平成20年度宮崎県文化賞の受賞者についてであります。県文化賞は、昭和25年に、本県の文化の向上発展に特に顕著な業績を上げられた方を顕彰することを目的に、県及び県教育委員会が創設したところでありまして、今回で59回を数えたところですが、受賞者は、今回の4名を加えまして271名と1団体になったところでありまして、下の(3)にありますとおり、授賞式につきましては、先週10月31日(金曜日)に、県庁本館講堂におきまして、外山委員長を初め、多くの来賓の皆様にご臨席をいただき、厳粛な雰囲気の中で執り行ったところでございます。

(1)の受賞者であります。芸術部門では、書家の陣軍陽氏、刀剣製作者の松葉一路氏の2名。文化功労部門では、県華道協和会会長の中村美智子氏、県民俗学会会長の山口保明氏の2名。以上の計4名であります。

受賞理由につきましては、(2)に記載のとおりであります。いずれの方も、本県文化の向上発展に特に顕著な業績があったとの理由での受賞であります。

次に、2の第13回若山牧水賞の受賞者についてであります。大変申しわけないんですが、資料の修正をお願いいたします。(3)今後の予定

ですが、正しくは(4)今後の予定ということでございます。

それでは説明いたします。

若山牧水賞は、本県出身の国民的歌手、若山牧水の業績を長く顕彰するため、短歌文学の分野で傑出した功績を挙げた者に賞を贈ることによりまして、短歌文学の発展に寄与するとともに、心豊かな文化意識の高揚と本県のイメージアップを図っているところであります。第13回となります本年度の受賞者が決定され、先ほど申し上げましたように、委員の皆様には既にファクスでお知らせしたところでありますが、今後の予定等を含めましてその詳細について御報告いたします。

まず、(1)の受賞者であります。歌人で千葉県市川市在住の日高堯子(ひたかたかこ)氏であります。

(2)の受賞作品であります。歌集「睡蓮記(すいれんき)」第6歌集であります。

(3)の若山牧水賞の概要をここに記しておりますが、①のとおり、県、県教育委員会、宮崎日日新聞社及び延岡市、日向市の5者で主催しているところであります。また、④のとおり、日本を代表する4名の歌人の方に選考をお願いしているところであります。⑥の賞であります。正賞として賞状と記念品、副賞として賞金100万円を贈ることとしております。

次に、(4)の今後の予定であります。①の授賞式及び受賞祝賀会ですが、来年2月12日午後3時から宮崎観光ホテルで行うこととしております。また、②の受賞者学校訪問であります。これは平成18年度から始めた取り組みですが、平成18年度は延岡高校、平成19年度は日向高校を訪問し、好評を得ているところであります。本年度も、授賞式の翌日、13日

の午前中に実施したいと考えているところであり  
ます。現在、訪問校を調整中でございます。  
さらに、③の受賞者記念講演会でございますが、  
2月13日の午後に日向市東郷地区文化センター  
で行うこととしております。

次に、別途お配りしておりますチラシの宣伝  
をさせていただきたいと思っております。色刷りのも  
のです。「郷土芸能フェスティバル」の開催につ  
いてであります。このフェスティバルでござい  
ますけれども、本年度の新規事業として実施す  
るものであります。宮崎の宝とも言えます郷土  
芸能を広く県民の前で発表していただくこと  
によりまして、県民の理解はもちろん、伝承団  
体の誇りを醸成しまして、さらに、地域を挙げ  
て保存・伝承する環境を整備したいというもので  
ございます。11月22日（土曜日）の午前10時半  
から、宮崎市佐土原総合文化センターにおきま  
して開催することとしておりますので、ぜひ御  
来場くださいますよう御案内いたします。

最後に、資料はございませんけれども、日向  
のパスポート窓口についての御報告でございま  
す。窓口の開設時期について、当初、来年1月  
初旬ということで準備を進めておりましたが、  
できるだけ早い時期での開設ということで諸準  
備を進めてきました結果、12月15日（月曜日）  
から開設できることとなりましたので、御報告  
いたします。今後、行政組織規則等の改正の手  
続もありますので、その手続が整い次第、県民  
のほうに周知を図ってまいりたいと考えており  
ます。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**○外山委員長** 執行部の説明が終了いたしまし  
た。報告事項についての質疑がございましたら  
お願いいたします。

**○鳥飼委員** 議事進行についてよろしいですか。

かなり項目があるんですけれども、流しでそれ  
ぞれやっていいのか、それとも1つずつやるの  
かをお伺いしておきたいと思っております。

**○外山委員長** 流しで結構です。

**○鳥飼委員** それではお尋ねをいたします。ま  
ず、重点施策についてということで御説明がご  
ざいましたので、順番に行きたいと思っております。

2ページですけれども、雇用創出・就業支援  
対策というところがございます。3行目にゴシ  
ックで、「総合計画に掲げた新規雇用創出1万人  
の達成を目指して」云々というのがあるんです  
けれども、ここは、新規雇用創出1万人の定義  
についていろいろと議論のあったところでは  
ないか。それについて御説明をいただければと思  
います。

**○土持総合政策課長** これにつきましては、商  
工観光労働部が枝戦略部分について担当して  
おりまして、そちらのほうで1万人の考え方につ  
いて整理をいたしているところでございます。

「県が関与して創出される新たな就業者数」と  
いうことで、これは1次産業から3次産業まで  
当然含んだ上で対象とするということにいたし  
ているところでございます。ということによろ  
しいでしょうか。

**○鳥飼委員** 県が誘致企業として認定するなり、  
いろんな努力をして企業に来ていただくなり、  
そういうものが認められれば、それを新規の雇  
用として算定するということだそうですね。後  
のほうにも項目があるんですけれども、建設業  
の倒産が今非常に多くなってきているんですけ  
ど、この際に雇用の減というのがそこで生まれ  
てくるわけです。例えば100人の建設業が倒産  
をしたと。そうすると100人減ということにな  
るんですけれども、これはこの中に、新規はこ  
うですけれども、減はこうですよということで  
上がってくるんじゃないでしょうか。

○土持総合政策課長 減の数を把握するといいますが、全体を把握するのは大変難しいというふうに考えております。今回のこの1万人につきましては、あくまで増の部分を対象といたしておりまして、全体の労働力人口、いわゆる就業する者、離職する者の数がございますけれども、それらの統計といいますが、全体として把握することはできるでしょうけれども、それを行政目標として掲げているわけではないと。行政目標としては、あくまで行政が関与して創出される雇用者数増を念頭に置いているということで御理解いただきたいと思えます。

○鳥飼委員 特に建設業の倒産がふえてきて、そこをカウントしないままに新規の分だけのカウントしていくのは、県の雇用人口がどうなっていくのかということで非常に不明確だと思いますので、そこははっきりされたほうがいいのではないかとということで、これは要望にしておきます。

あと、建設業では、県の指導で、例えば農業のほうに転換をしたらどうですかといろいろやっておられるんですけども、そういう部分についてはどんなふうになっていくんでしょうか。

○土持総合政策課長 先ほど申し上げましたように、県の施策として新規雇用・新規就業のほうに誘導したという場合には、それはカウントされるというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。何かすっきりしない感じがしますので、すっきりしないということだけを申し上げておきたいと思えます。

政策評価についてお尋ねをいたします。A、B、Cで区分けをしてやっておられるんですけども、これはこれで事業についてそれぞれけじめといいますが、どういうふうな成果があっ

たということで評価をしていくことですから、制度としては非常に素晴らしいものだというふうに私も感じているところです。そこで、それぞれA、B、Cというのは、県の実際に事業をやっておられるところが内部評価をされるわけです。外部評価として新みやざき創造戦略評価委員会で評価をされると書いてあるんですけども、このメンバーとか、外部評価の目的ですね、どういうふうにして評価をしておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

これをお聞きするのは、別冊のほうにも戦略評価シートということで書いていますけれども、県は県で評価をして、後追いついて評価をしているような形に見えるものですから、外部評価委員会の目的ですね、位置づけといいますが、メンバーを含めてお尋ねしたいと思います。

○土持総合政策課長 今回の進捗状況について、A、B、Cの3段階で評価をいたしたところでございます。これは年度当初にもお配りいたしましたけれども、重点戦略を推進していく上での工程表というものの、昨年計画をつくりましたときに、それぞれ4年間に区切って毎年こういうことをやっていくという工程表をつくっておるわけです。その工程表に基づいて評価をする関係で、その工程表どおりに進んでおれば当然Aという評価になりますし、それが一部でもその工程表どおり進んでいないというのが見受けられたときにはBという評価をやっているところでもあります。これで内部の評価をやりました。

それで、外部評価につきましても、この評価シート、それから、関係各課との意見交換といいますが、ヒアリング等通しまして、評価委員会から評価をしていただいたわけですね。お手元にお配りしております別冊の「戦略評価シート」の2枚目をごらんいただきたいと思えます。ま

ず、1 ページ、「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」という枝戦略について、重点項目の進捗状況等を要約いたしております。3 ページ以下に、それに係る重点戦略、学校支援ボランティアやコミュニティスクール等、地域の人材を活用した取り組みの推進、これがA、そして、重点項目の中に、菱形で書いておりますけれども、学校支援ボランティア等多様な人材活用の充実、これが実際の取り組み事項で122項目ございますけれども、この進捗を見ながら重点項目の評価をしていくという形で構成をされております。それらを踏まえまして、全体を見て、2 ページに、枝戦略「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」の外部評価委員会の評価コメントを載せているという形になっております。ですから、行政の自主評価といたしまして、それぞれ重点項目、その重点項目を構成いたします取り組み事項を中心にして評価をし、全体を見て戦略評価委員会のほうで評価をするという形をとったところでございます。

その目的でございますけれども、みずからの評価ということになりますと、先ほど申し上げましたように、機械的に工程表を策定いたしまして、それを年次的にクリアしていけばAという評価を得るわけです。戦略評価委員会からの御指摘もございましたけれども、工程表どおりに進んでいるということ以外に、今取り巻きます社会的な要件を考慮すべきではないかという御意見もいただきました。そういう外からの目で進捗状況等含めまして施策のあり方について評価していただくということをねらいにしているところでございます。

それから、評価委員でございますけれども、全体で9名お願いしておりますして、公立大学の中別府学長さんを委員長といたしまして、NP

Oの方とか、各種活躍されている方をお願いしているところでございます。

**○鳥飼委員** 内部評価でAとかつけられるわけですね。外部評価でもそれはAなのかBなのかというのは、やはりつけてしかるべきではないかという感じもするんですけども、そこ辺はどうなんでしょう。

**○土持総合政策課長** 外部評価委員会のほうからも、A、B、Cの評価については、自己評価の部分と同じ意見だという答えはいただいております。

**○鳥飼委員** それはそれで表示をすべきではないかというのが1つと、外部評価委員会は実質4時間委員会を開いているわけですね。全体会が1時間。それで果たしてこれだけの量の評価ができるんだろかという思いもあるんです。外部評価委員会の位置づけをどうやっていきますかと申し上げたのはそういう意味なんです。ここで御報告をいただいて、私どもがそれについて意見を申し上げる。評価委員会の皆さん方も同じようなことをされているのかなと、そんな感じがするものですから、それはそれで、Aという評価をするのであれば、外部評価委員会もAとかBとかやっていったほうがよりすっきりするのではないかという気がいたしますので、要望しておきたいと思っております。

そこで、4 ページの3、評価結果というのがありまして、評価A「工程表どおり進んでいる例」ということで、学校支援ボランティア、県立病院、みやぎきブランドというのがあります。戦略評価シートで見ると、戦略2の3ページに戦略評価委員会での意見というのが出ているんです。戦略評価委員会の意見が、こうしたほうがいいんじゃないか、こうあってもらいたいというような評価になっているというのが1つご

ざいます。先ほどの4ページでは、県立病院による高度で良質な医療の効果的・安定的な提供がされているという評価がされて、Aとなっています。私ども県内の病院を回ったんですけれども、とりわけ県立延岡病院の場合には医師不足が非常に甚だしくて、やめられた期間が評価の対象の期間からずれているというのが一部あると思いますが、例えば消化器内科医がいなくなったと。延岡市の救急病院からもいなくなったわけですから、消化器内科の救急体制は延岡ではとれていないという状況がありましたし、定数からすると10名不足している延岡病院の現状があったりするんですけれども、果たしてそれでAなのかという感じがします。内部評価はAになっているんですけれども、戦略評価シートの3ページでは、「医師がいる場所までのアクセス等も含めて考えていかなきゃならないと感じた」とか、そんな書き方がされています。私から言わせれば、評価委員の人たちは果たして実態を知っているのかという気もしまして、それはそれで私どもの指摘ということで受けとめていただければいいわけなんですけれども。最後にも、「医師確保のためには、診療科の問題もあるが、病院の再編（統廃合）や設備の充実など医療体制の充実が必要」というふうに戦略評価委員会の方は指摘をしている。ここはちょっと待つてくださいというふうに言いたいんですね。先ほども申し上げたように、果たして実態というものをわかってこういうふうな意見を言うておられるのかという気がいたしますので、そこは指摘として受けとめていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、そういう意味では、私どもが見てスッキリするような形で評価というものをやっていただきたいという

ことを申し上げておきたいと思っております。

太陽光発電についてお尋ねをいたします。この間、特別委員会で群馬県の太田市に行ったのがこれに載っていて、恐らくこのことだろうと思うんですけど、NEDOがやっているということで、メガソーラー・パートナー公募実施を今度初めてされるわけで、これはこれで、宮崎県の特性をしっかり訴えていくという意味でも非常にすばらしい企画だと思っております。そこで、昭和シェルですね、田野に今工場が来てやっていますし、清武に新しく工場を建設しているというふうに聞いているんですけれども、これはどんな位置づけといたしますか、どんな議論がされておられるのか、関連してお尋ねしたいと思っております。

**○土持総合政策課長** 現在、パネル製造を昭和シェルさんが宮崎のほうでやっておられます。ここの工場で太陽光発電をやるかどうかということについては、私どもまだ聞いておりません。計画としてはないのではないかとこのように思っております。

それと、ここに書いてありますとおり、メガソーラー等誘致いたしまして、本県の持つポテンシャルを広く全国にアピールしていくわけですけれども、その最終的なといたしますか、大きなねらいといたしましては、3つの視点の最後のほうに書いておりますけれども、太陽光を生かした産業の集積を進めてまいりたいというふうに考えておるわけです。ですから、昭和シェル等のパネルメーカーももちろんでございますけれども、この普及のための研究開発等に国も力を入れてやるということでございますので、そういった研究機関等も本県のほうに立地していただきたいというような思いを込めているところでございます。

○鳥飼委員 昭和シェルについては私も行ったことがなくて、商工の委員会が視察に行つて、営業秘密がかなりあるものですから、なかなか見せていただくのが難しいということですが、できれば私どもも行って見せていただきたいと思います。やはりせつかく進出しているわけですから、こういうところを無視して県だけやっていくというのはいかがかという思いもしますので、ここはここでやはり大事にしていただきたいと思いますということを申し上げておきたいと思つます。

それと、県の役割ですけれども、国のメガソーラー設置補助について共同申請を行うということです。県の支援の具体的内容は、共同申請と広報啓発ということだけになるんですか。

○土持総合政策課長 基本的にはその2点を考えております。といいますのが、今回、来年度の国の概算要求の中で、地方公共団体と連携して行う事業につきましては、通常、事業者が申請する場合は3分の1の国庫補助ですが、地方公共団体と連携してする場合には2分の1の補助という仕組みが創設されます。そういったものをねらいに置いておるわけでございますが、地方公共団体との連携というものが、どういふものであれば連携かというところはまだ示されておられませんので、今後、国と協議をしながら内容把握に努めていきたいというふうを考えております。

○井上委員 今回の鳥飼委員の質問に関連してですが、太陽光発電の推進のところ、昨年、私は文教の委員会だったんですが、企業局が出していたあれがぼしかったみたいな状態になっていますね。でも岡山は企業局で現実にやっている。去年のときのあれは企業局任せで、企業局が全面的に対応して、そしてそれに対してこ

たえてということだったけれども、政策的整合性ということから言えば、なぜあのときにそのことも含めて、政策的な後押しも含めて企業局に対してしなかったのか、常々あれについては疑問なんです。あのとき3,000万ぐらい企業局が負担してということだったんですけど、それが無駄であるというのが委員の中からも出て、文教の委員会の中でも議論があったところですけど、議会の中でもあの議論というのは、一般質問等も出て結構激しいものはあったと、私の中ではそういう記憶をしているわけです。そういう政策的な整合性ですよ、企業局が出したらだめで、県民政策部が出せばオーケーだということの感覚がよくわからないんですけど、それについてはどういふ説明をされるんですか。

○土持総合政策課長 企業局のケースにつきましては、まさに発電事業者として太陽光発電をやるという場合に、費用対効果の面で議会のほうからいろいろと御意見があったというふうには理解をしております。ただ、電気事業者といひますか、地方公共団体に対しましては、太陽光発電等含めました新エネの率先導入ということが国のほうからも言われておまして、政策的に誘導するという意味では、そこらの採算面を考えずに政策的に取り組むことも必要ではないかと考えております。ただし、企業局がそれを断念しました背景は、補助がだめになったことで断念したというふうにお聞きしておりますので、今後とも、企業局のほうには頑張っていたきたいという思いを持っているところでございます。

○井上委員 今言われるその内容は内容として、企業局が今後どうするのかというのが1点あると思うんです。もう一つは、設置主体はどういふところを連想されて今回の取り組みになって

いるのか。どういうところを想定しているのか。見込みというか、実際に全国のメガソーラーを設置されているところを見てみると、納得がいきそうなところがされているわけです。宮崎は日照時間が長いということで、太陽光発電関係のことについては前々から議会内でもいろいろ言ってきたけど、今回、国が少し積極的になってきたからそれに対してこたえてみたいな感じなので、宮崎県が積極的に出している政策だとはとても思えないところがあるわけです。どういうところを想定しているんですか。ただ待っているんですか、ずっと。

**○外山委員長** きょうが説明会になっていますね。今現段階で内容が言えれば言ってもらいたいと思います。

**○土持総合政策課長** どういう会社を想定しているかということでございます。8ページの表にも出ておりますけれども、実際に今、電力事業をやっているところ、風力発電等で売電目的として業を行っているところも考えていたところでございますが、きょうの午後、来たいというところが16社出てきております。それを見ますと、単にそういう事業者だけでなく、県内の企業さんの場合には、きょうは説明会でございますので、関心を寄せて、話を聞きたいというところが来ておられると思いますけれども、広大な敷地を持っているところとか、工場を経営しているところも来ておられますので、我々が考えている意図は十分浸透しているのかなというふうに考えているところでございます。

**○井上委員** 委員長のほうからそこを言っていたので、私も聞こうと思っていたんですけど、これは可能性が非常に高いと言えるような16社ですか。

**○土持総合政策課長** 可能性があるところない

ところ、たくさんあると思います。といいますのは、太陽光発電につきましては、今実際に工場を運営していて、そこに太陽光発電を設置する。自家消費して、余った部分を売電するというケースの場合には、具体的で実現性が高いというふうに考えております。今回我々は、そういうケース以外に、風力発電のように売電目的とした発電事業も想定しております。ただし、これにつきましては全国で例がまだございませんので、国との関係、九州電力さんとの関係、整理しなければならない課題はたくさんございますが、そういったものを一つ一つクリアしながら、ぜひ実現に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○井上委員** 企業局はこの中には入っていないと考えていいんですね。

**○土持総合政策課長** 対象としては、我々も企業局さんのほうには参加していただきたいと思っておりますけれども、そこらについては調整中でございます。

**○井上委員** 納得がいかないところはいっぱいあるんですけど、次に、県指定の統計条例のことで教えていただきたいんですが、例えば、私どものような議員が資料請求をした場合に、これは全面的に該当するというふうに考えていいんですよね。

**○橋本統計調査課長** 私どものほうで調査をいたしております指定統計調査といいますのが、現在3つございます。その3つの調査の結果につきまして、もし調査票情報の提供をしてほしいという要求がありました場合には、この条例の対象になるということでございまして、先ほど御説明いたしましたとおり、調査票情報そのものにつきましては、あくまでも国、他の地方公共団体のみにはしか提供しないということにい



たしております。以上でございます。

○井上委員 目的外使用というのが考えられるというのは、どういうことが目的外使用ですか。

○橋本統計調査課長 目的外の利用につきましては、現在考えられておりますのは、研究のための情報収集とかそのようなことでございます。

○中村委員 前もってこの資料をいただきましたので、勉強しない私どもが久しぶりに全部目を通して戦略1から見ってみました。いっぱい線を引っ張っているんですが、本当にこんなのかと疑わしいものがたくさんあるんです。我々が委員会でもともとと言っていたことがそのままこういう評価になっている部分もあるんです。だから、私は、外部評価委員というのが果たして必要なかどうか、それも一つ考えたんです。

皆さん附せんをいっぱいつけているようですから、私は長いことは言いませんが、例えば戦略2の12ページあたりを見ていただきますか。今、障がい者のことに関しては、就労支援ということが非常に言われているんです。就労支援を進めているわけです。進めているがゆえにどんどんさせるけど、追跡調査が全くなされていない。引き受け手が本当に理解のあるところでないとすぐ戻ってくるんです。現実的にこういうのがあるんだけど、着実に成果を上げてきているという評価の仕方ですね。追跡調査もせずに、ただ就労支援がなったものだけカウントして、その先がどうだったかというのは一つも検証していない。こういったところを見ると、Bになっているけど、AなのかBなのかと非常に疑いを持ちました。これをずっと読ませていただくと、本当に時間をかけて各部各課と相当議論をやらないといけないんじゃないかという気がして仕方がなかったです。障がい者の就労支援に関するところしか私は言いませんけど、そ

ういうのがあったことも一つ思っていたいただきたいと思います。

いまさっき鳥飼委員からあった、4時間で外部委員会の人たちはこれだけ中身の濃いのができるんでしょうかというのが一つの疑問でしたね。それは回答がありましたから求めませんが、これを読ませていただいてそういうことを感じました。

それから、メガソーラーということで、委員会資料の7ページにありますが、1カ所当たり出力1メガワット以上と。この1メガワットを太陽光でやる場合、パネル等があるわけですが、どのくらいの面積が必要ですか。

○土持総合政策課長 1メガワットで2ヘクタール必要だというふうに言われております。

○中野一則委員 今、太陽光の質問が出ましたから、関連でしたいと思いますが、出力1メガワットで2ヘクタールの土地が必要という話でびっくりしました。私は、太陽光発電の推進はしなきゃならないと思いますが、余りにもいいことづくめばかりの説明ではないかと思っております。太陽と緑の国宮崎県ですから、太陽エネルギーあふれる環境を全国に発信、自給率の向上、産業の集積という視点でとらえられたわけですけれども、自然をそのまま自然にというのであれば、環境の面からいいと思うんですけども、実際はパネルを用いたり、広い面積が必要なんですね。このことの問題点というのはないのか。将来の残がい処理のこともあるだろうし、本当にいいことづくめかなと思っております。だから、問題点というものはないのかを報告していただきたいと思うんです。マイナスになる部分を。そこも含めてでないといいことづくめというわけにはいかないような気がするんです。

○土持総合政策課長 おっしゃる意味はわかりますけれども、現時点でマイナス要因というのはちょっと考えつかないんですが、確かに太陽光の場合、広大な面積を必要といたしますので、その土地がいかなる土地であるかということは確かに問題で、そのために森林伐採というようなことは考えづらいというふうに考えているところでございます。ですから、余り利用されていないような土地が本当は一番いいだろうというふうに考えております。

それから、現在の技術でありますと、確かに必ずしも太陽光発電でのCO<sub>2</sub>の削減量が飛び出ているというわけではありませんけれども、今後国のほうでも、今の発電効率を高めるといいますか、20年後には現在の40倍にするためにいろんな研究開発をやっていくわけですが、その中でコストも下げていきますし、エネルギーの交換率も高めていくということでございますので、今後そういう意味においては、ますます対CO<sub>2</sub>削減という意味においても貢献をしていくのではないかとこのように考えております。

○中野一則委員 次に、重点施策についてですが、来年度の重点施策から植栽未済地あるいは建設産業対策が、一応盛り込むということでありまして、消えてきました。植栽未済地はいいことだと思って一生懸命私も支援してきたつもりです。2,000ヘクタールの植栽未済地を3年間で解消したいということだったと思うんですが、まだ1年が済まないうちに、来年度はないわけですが、その進捗状況というのはどのくらいなのでしょう。

○土持総合政策課長 そのことについてはしばらく時間をいただきたいと思っております。

それと、植栽未済地対策につきましても、今回、中山間地域対策の後段の部分に、先ほど御

説明しましたように入れておりますので、21年度につきましても、引き続き、鋭意県のほうで対応していきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中野一則委員 建設産業対策ですけれども、雇用創出・就業支援対策ということで、農林水産業の振興、医療・福祉の推進、いわゆる1次、2次、3次産業全般に雇用・就業の促進を図るということであるんですが、もともと4年間で100社、雇用1万人というものが目標でした。今回の進捗状況のこれを見ても、戦略的企業誘致活動の推進というのはBになって、特に雇用の面が非常に悪いんですが、そういう中で、実はことしの12月から来年の3月までに、えびの市の建設業者ですけれども、私が知る限りで6社建設をやめるという人がいるんです。宮崎県全体では来春までの間にかなりの方がやめるんじゃないかと思うんです。仕事ももともとないからやっていけないんだろうと思うけれども、その分、雇用状況が悪化すると思うんです。その辺の対策をきちんと打ってほしいということと、新規雇用創出1万人の中には、第1次、第2次、第3次を含めてカウントされておりますね。戦略評価シートの戦略3、29ページ、19年度は1,640人の雇用があったということですが、これは1次、2次、3次産業を含めて1,640人で、新規企業での最終雇用予定者は1,174人ですから、そのほかに事業拡張とかいろいろされたと思うんです。1次、2次、3次の雇用が1,640人になったというのは、1次産業ではどういうことで何人カウントされているわけですか。

○土持総合政策課長 手元に資料を持ってきておりませんが、1次産業で60数名が計上

されていたと思いますが、農業法人等での雇用とか……、農業で56名、林業で37名、水産業で29名ということですが、先ほど申し上げました農業法人等への就業といいますか、そういったものが主であったというふうに理解をしております。

**○中野一則委員** 先ほどの説明の中では、新規就業者だけをカウントしていくという話でしたが、現実には、農林業が厳しい中で離農する人も多いし、建設業もさっき言ったとおり、えびのでさえも来春までに6社やめるんですね。そういうことを見た場合に、この1万人雇用というとらえ方、それを今度の重点施策の中に持ってこられて、特に濃い字で、農林水産業の振興云々、あるいは1次、2次産業全般にわたっての雇用・就業の促進を図るということで、当初知事が言われた1万人から逸脱して、その1万人のカウントの仕方の輪を広げるために、大変重要な重点施策であるけれども、こういう項目を特に選ばれたんじゃないかという疑念というか、そういう思いがするんです。そういうことではないんですか。

**○土持総合政策課長** その1万人の定義につきましては、先ほども申し上げましたけれども、商工のほうで随分これは時間をかけて検討いたしまして、かなり厳格なといいますか、短期雇用を除いたり、単にマッチング的なものは除くなどして、実際の雇用創出に近い数字を掲げているというふうに我々は理解しております。ただ、雇用創出1万人という目標からいたしますと、確かに現時点では非常に難しい数字になっております。そういうことを踏まえまして、引き続き来年度重点施策ということで掲げさせていただきましたので、そういった対応につきまして、できる限りの対案を現在関係部局で検討

しているという状況でございます。

**○中野一則委員** それから、県指定統計条例のことについてですが、大変重要な話だと思います。今ここで説明されて、提案されるのが来春2月でしたか、事前に説明しましたということにならないようお願いしておきたいと思います。もっと時間をかけて具体的に説明してください。1回の説明では本当にわかりませんでした。このことがどう影響するのか、罰則規定も整備するということですし、情報の云々というのも、皆さん方公務員に対しても厳しくなっていると思うんですが、その辺理解しづらい面がありましたから、きちんと時間をかけて具体的に後日説明していただきたいと思います。

それから、15ページですが、高千穂鉄道の清算、今から不要となる施設にお金がかかると思うんです。新しい基金を設置してするということでしたが、今の時点でどのくらいの基金が必要で、そのうち県の持ち出しというのはどのくらいを想定されるのか、そういうことはわかりませんか。

**○渋谷総合交通課長** 先ほども御説明いたしましたが、一たん寄附を受けた施設につきまして、延岡市を初め、関係自治体において可能な限り有効活用を図ると。したがって、まずそれをそれぞれの団体で御検討いただくわけです。その後、不要だとされる施設につきまして撤去計画を立て、撤去費用をその分積み立てていくということですが、そういう意味で、現状のところ、どの程度の費用がかかるのかということについて積算は難しいということでございます。以上でございます。

**○中野一則委員** 高千穂町が今管理している地域交通体系整備基金の残額、これもまだわからないという話でしたが、今の残額は幾らぐらい

ですか。

○**渋谷総合交通課長** 19年度末で約1億7,700万円ございました。この基金はTRの運営支援ということでございましたが、TRがみずから処分する資産がございます。具体的に言えば、延岡駅構内の処分に既に着手しているんですが、そういった経費につきまして基金から見るということでございまして、最終的に1億2,000万円程度の残額になるのかなというふうに見込んでいるところでございます。以上でございます。

○**中野一則委員** 神話高千穂トロッコ鉄道を断念されて清算が始まったんですけれども、現実には楨峰と高千穂間の廃止届がくれたということになりますね。その間で余計なとか、おくれたがゆえに要した経費とか、そういうものはわからんわけですか。

○**渋谷総合交通課長** 17年の9月にああいう状況になりまして、実質TRとしての運営はなされていないという状況でございました。その間、いろんな整理、清算といった手続を踏んできておりまして、現在、常勤の役員が1人、職員2人おりますけれども、こういった方々の人件費とか水道光熱費といった経費が年間約2,000万円程度かかっているという状況でございます。以上でございます。

○**中野一則委員** 最後ですが、文化賞のことですけれども、若山牧水の場合は、選考委員がだれであって、過程がよくわかるからいいんですが、県の文化賞に対する選考基準とかあるいは選定の過程ですね。選考委員というのがおられるのかどうか、どういう形で受賞者が決定されるのかを教えてくださいたいと思います。

○**福村文化文教・国際課長** 県の文化賞の選考委員の方たちが現実におられます。選考の委員長さんは、元教育長をされました笹山先生です

けれども、ほかの委員については明らかにしないということで今やっております。その理由としましては、個々の選考委員が明らかになりますと、その人たちの公正な選考の支障になるんじゃないかということで、従来から、委員長さんは明らかにしますけど、ほかの委員の方は明らかにしないということでやっているところでございます。

○**中野一則委員** 今そのことを聞いて驚いているところですが、こんな情報を開示し、この受賞者は素晴らしい方だと思っているわけです。それを選ぶ人が明らかにされない。またそのことで弊害があるとか何とか。明らかにされないで選ばれるというのは、まことにもっておかしい制度だと思うんです。

○**福村文化文教・国際課長** 選考委員の方を頼むときにいろいろやりとりがあるわけですが、この委員に就任するのが明らかになりますと、委員になりたくないというような方もおられるかと思えます。やはり一番の問題点は、選考の候補に上がった方とか関係者の方から個別にいろいろ注文が来たりということのを避けたいという趣旨だと思っております。そういうことで59回ほど今やっております。

○**中野一則委員** 候補に上がるまでの過程ですね、例えば芸術部門の候補に上がった者を選考委員の人たちが選ぶわけでしょう。

○**福村文化文教・国際課長** 選考委員の方は2カ月ほどかけて審議するんですが、その前提としまして、文化賞の候補者は、ある特定の推薦者というのを設けているんですが、自薦ではなくて他薦ということで、推薦者が推薦しないことには候補にもなれないというような仕組みで、だれが推薦したかは明らかにしております。

○**中野一則委員** 文化勲章とか文化功労賞があ

りますが、ああいうのもやはり選考する委員の方は公表されていないんですか。

○福村文化文教・国際課長 済みません、私もそのところについて正確な情報を持ち合わせておりません。推測でございますけれども、委員の方は多分明らかにしていないのではないかと考えております。後で正確に調べて御返答申します。

○中野一則委員 私は、どういうところで選ばれるのかなと不思議に思っておるわけです。というのが、日本は、本当にすばらしい人を選んでいるのかなという気がするんです。いつも言うんですが、ノーベル賞をもらった方を慌てて文化勲章とかしますね。順番を言えば、それぞれ県の文化賞をもらって、その次に文化勲章あるいは文化功労賞をもらって、その中でこんなすばらしい人だということでノーベル賞がいく。ノーベル賞をもらって、こんなすばらしいものがあつたのかと慌てて文化勲章をあげていますね。本末転倒。そういうことを考えたときに、少なくとも宮崎にまだすばらしい人が、あるいは県出身者ですばらしい人がいると思うんです。文化勲章等ももらってから慌てて県の文化賞をあげるようなことがないようにしてほしいと思うんです。ですから、選ぶ過程もきちんとしてもらって、できたら選考委員ぐらいは発表されるべき問題だと思うんです。見えないところであるというのは今どきじゃないなという気がしますので。どうでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 委員のおっしゃることも十分わかりますけれども、先ほども申し上げましたように、選考委員の方を明らかにしますと、委員への個人的な注文とかそういうので厄介になるのではないかとということで、現在は明らかにせずに運営をしているところでござ

います。御理解いただきたいと思います。

○米良委員 この前から来年度の重点施策につきまして、我々もプリントをもらったりして目を通させていただきましたが、一、二要望も含めて意見を述べさせていただきたいと思います。いよいよ来年度は東国原知事が力量を発揮するときだと言われておりますけれども、いつも申し上げておりますように、要は皆さんたちの力量だと私は思っているんです。4つここに項目として挙がっておりますし、先ほどそれぞれの委員からもありましたが、雇用の創出ということにつきまして、私もいささか疑問を持っておる一人であります。なかなか雇用・就業の場が確保されないということに対して、皆さんたちが本当に真剣に考えておられるのかどうか。例えば雇用の場の確保は、誘致企業だけに期待し過ぎている面があるんじゃないかと。本当の雇用・就業の場、果たしてどこにどういう人たちが困っているかという追跡調査あたりをするべきじゃないかと思うんです。わかりますか、言っていることは。

1つ例をとって言いますと、これはいつも私は申し上げておりますけれども、今までの過去の歴史において建設産業におんぶに抱っこしていますか、公共事業投資をすることによって本県の経済があおられてきたというのは、偽らざる事実なんです。2,600億円あつたのが今1,600億円でしょう。半分になってきたその事業的背景を考えますと、元に戻すということは不可能でありまして、皆さんたちがこれから取り組んでいかなきゃならない一番身近な課題だと、身近にできる課題だと思っているんです。財政的に厳しいと言えどもそれまでかわかりませんが、しかし、そういうことを前提にして追い求めていく力関係というのを皆さんが発揮していかな

きやならんと思います。

例えば、県内建設業のための総合的な対策を講じるとありますけれども、今の総合評価方式を改めるという前提に立ってこういうことをおっしゃるのか。あるいはまた、皆さんたち県民政策部において、ほかの考え方に立ってそういうことを述べておられるのか。そこ辺をお聞かせいただきたいと思うんです。

それから、もう一つは、中山間地域対策で出ておりますけれども、中山間地域の活力再生を図るために、厳しい状況の中で、皆さんたちが例えば環境森林部にいろんな意見を求めてどう展開を図っていくのかと。皆さんたちがよく使いますけれども、横断的な中でどう指導的な役割を發揮してそういうことを起こしていこうとされておられるのか、そこ辺をお聞かせいただきたいと思うんです。

ちょっと難しいかな。私はいつも思っているんですよ。やることはそれぞれの部局、各課によると思いますけれども、総合的な政策的なものを披瀝するという立場に置かれている以上は、皆さんたちの指導的な力量によると思うんですけれども、そこ辺はどうですか。どう考えてこういうのを打ち出していかれたのか。

**○丸山県民政策部長** 確かに今、雇用情勢は厳しいものがございます。直近に出ました数字によると、有効求人倍率は9月が0.54ですから、前月、前々月よりもずっと下がってきているわけです。その中でどうやって雇用確保を図っていくか、これはなかなか難しい問題だと思います。企業誘致にしてもそんなに簡単に来てくれるわけではございません。宮崎みたいにインフラが九州各県に対してまだまだおくられているところは、雇用創出に一番効果がある製造業とか自動車関連事業、ここらあたりがそんなに簡単

に来てくれるはずはないわけでありまして、ほかに何か手だてがあるのかといたら、県内において雇用の創出を図る以外にはないのではないかと考えております。

どういうふうに雇用の創出を図るかということですが、今、商工のほうでも一生懸命やっているんですけれども、例えば、中小企業対策の資金の貸し付け融資枠をふやしたり、地元の企業が少しでも頑張っていけるような手だてをする以外、私はないのではないかとというふうに考えております。

それと並んで、中山間地域対策を今おっしゃいましたけれども、これは耳にたこができるほど何回も私も言っています、皆さんも聞かれていますと思うんですが、はっきり申し上げて人口流出はとまりません。人口流出をとめて、中山間地域内で活性化、発展、振興させていくためにはどういうことがいいのか、我々もこれは呻吟しております。そういうことで20年度から中山間・地域対策室をつくったわけですが、中山間・地域対策室のほうで全部の市町村を回っております。問題点とか、御存じのように我々もアンケート調査もやりましたけれども、それを補てんする意味で夏に全市町村を回っております。意見も拝聴しています。ですから、来年度の予算に向けては、中山間地の意見、声に基づいた対策を当然打っていく必要があるということで、今、来年度予算に向けて鋭意検討しているところであります。

中山間地における雇用創出も難しいんですけれども、第一義的には人口流出を防ぐことだと思います。特に若い人がそこに定住して人口の流出を防ぐということでもありますので、若い人をどういうふうにしてそこにつなぎとめるか。まず、衣食住の住が大切でありますから、定住

促進住宅をつくるというような方策もあります。あとは雇用ですね、雇用については、地域の資源を使った起業をやる。6次産業をやるとか、農林業、水産業を総合的に推進していく。それ以外に方法はないのではないかと考えています。これについても、先ほど言いましたように、市町村の意見も拝聴しましたし、関係各課も鋭意この夏に意見交換をやらせていただいております。その中で、我々としては一番いい事業を来年度予算に提示させていただきたいと考えているところであります。以上であります。

**○米良委員** 今、部長がおっしゃいましたように、皆さんたちの置かれている県民政策部なるものの使命と責任という名において、私は皆さんに期待をするから、そういう話をするんです。そういう観点に立って一つお願いしたいと思えます。くどいようではありますが、こういう大事なことは、これは来年度の重点施策ですから、各部各課に任せることもいいでしょうけれども、先導的な役割を發揮して、部長、しっかり頼みますよ。本当に何が必要なのかということを見据えながら展開して行ってほしいと思えます。

昨年でしたか、一昨年でしたか、緑のダム事業というのを企業局でやりました。南郷村でやりました。私も行きました。標高700メートルや800メートルのところに植林するんです。これは批判するんじゃないんですよ。本当に感じたままです。ああいうところの山はほっておいたほうがいいんですよ。せっかくカシとかシイとか生えているのを、伐採して、そして植えるんです。こういう無駄なことがあるのかと思って私はそのとき残念で仕方ありませんでした。それに何十億もかけるんでしょう、今から何年もかけて。局長、これはやめたほうがいいんじゃないかという話をしようと思いましたがけれども、

現場ではそういう話ではできませんから、今からるるそういう話をしていこうと思いますが、荒れた山はほっておいたほうがいいですよ。

そして、もう一つ、各部各課に任せていっては大変だよというのは、中山間地域対策の中で、皆さんたちはどういうことをイメージして植栽未済地ということを理解していますか。土持課長、どうですか。

**○土持総合政策課長** 先ほどの御質問とあわせてお答えしたいと思えますけれども、計画的に伐採された後、植栽する人の問題、お金の問題、いろんなことがあると思えますが、諸事情からそのまま放置されている山林だと理解しております。植栽未済地全体で2,000ヘクタールの植栽未済地解消ということで計画を立てておるわけですが、それぞれ山の状況に応じまして、今お話がございましたように天然力に任せるところが490ヘクタールございます。2,000のうち1,510ヘクタールの植栽未済地については造林をやっていくということで、それぞれ重要なといいますか、植栽したほうがいいところについてやっていこうということで、先ほどの御質問でございませぬけれども、19年度は506ヘクタール実施いたしております。今年度は340ヘクタールの計画でございませぬけれども、あわせて、新たに植栽未済地を防ぐための計画的な再造林を1,100ヘクタール実施する予定で考えておるところでございませぬ。

**○米良委員** 2,000ヘクタールを最終的にはとおっしゃいますけれども、例えば山地崩壊で山が崩れますね。そこを未済地として植林をするというのはいいと思えます。しかし、そういうところには植えられませぬね。植えても植えても育たないんです、そういうところは。それともう一つ、さっき言ったように、杉を伐採して

も植林する人がいないから植栽未済地となるんです。ところが、2,000ヘクタールを今から計画的に植えようとするれば、それだけ雇用の創出になります。中山間地域の活性化にもつながるでしょう、人手が要るわけですから。そこにそれだけ金が落ちるわけです。しかし、中山間地の皆さんは一時しのぎでいいかもわかりませんが、さっき言ったように、そういうところはほっておいたほうが、水資源の涵養というのは10年、20年したら立派に水ができるんです。雑木林ができてくるんです。だから、無理してこういうところに手を出したり足を出したりしていくと、とてもじゃないが……。私は何を言いたいかというと、財源の無駄じゃないかということをお願いなんです。もう一つ言うならば、各部各課とそういう点については十分すり合わせをしながら、こういうことをやることによっていい山が育つのか、税金の無駄遣いじゃないのかということのを頭に描きながら、本当に必要なかということをもう一回吟味していただきたいと要望申し上げておきたいと思います。

もう一つ最後に、若山牧水賞の受賞者が発表になりましたが、これも13回です。毎年100万円ずつあげて、本県の心豊かな文化意識の高揚と本県のイメージはアップされるということでありますが、13年の間、本県の文化の振興という、いわゆる短歌においてどういう人たちが興味を示しながら、そういう人たちの人材育成につながっていったのかということをもう一回考えないといかんと思うんです。県外の人に100万円やるんでしょう。宮崎県の人で100万円もらった人は一人もいませんよね。若山牧水を顕彰することはいいですよ。やっぱり宮崎県の文化的な存在の人を育てましょうよ。これはこれで残しておいて、もう一つ、短歌にすぐれた、文化的

にすぐれた人たちにも何がしかのこういう、若山牧水の顕彰をイメージしながら育てるということを、一面では考えていかないといかん時期に来ているんじゃないですか。どうですか。

○福村文化文教・国際課長 委員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、平成18年度から、県内の高校、特に県北地区でございますけれども、受賞の方がそこに行ってお話をすると。その際、高校生に短歌をつくらせましてそれを表彰するとか、あと、福祉のほうだと思いますが、高齢者の方が短歌をつくってそれを表彰するというようなこともやっておりますし、新たなアイデアとしてそういうものができるか検討してみたいと考えております。

○米良委員 13年の間こういうことをやって結果的にどうだったかということをもう少し聞きたかったんですけど、それはひもといいて反省をしないといかんと思うんです。そして、将来にわたって、宮崎県の文化人、そういう視点に立った文化人を育てるという意味では、県外の人に100万円やって、県民の皆さんたちのどれだけがあの本を……。私も大分この表彰式に携わってきました。もうここで何かイメージチェンジしないといかんですよ。私はそう思えて仕方がないんです。内容的に小さい話になって恐縮ですけど、宮崎県のそういう人を育てましょうよ。こういうことをして何のイメージがわいてくるのかなということをもういつも思っているものですから、方向転換しなさいということは言いませんけれども、こういうことをやりながら、一方では宮崎県のそういう人たちを育てるということも大事じゃないかと。

○黒木委員 随分出ましたが、この宮崎県の文化賞ですね、牧水賞は100万円ということですね



れども、文化賞の副賞はどういう形であげているんですか。

○福村文化文教・国際課長 文化賞のほうはメダルがあります。それと賞金を30万円出してあります。

○黒木委員 副賞として30万円ずつですね。そういう予算を組んで毎年やっているということでしょうけれども、今回は4名。例年どれぐらいいらっしゃるんですか。

○福村文化文教・国際課長 先ほど申し上げましたように、271名で59回でございますから、4名以内、平均4～5名といったところでしょうか。

○黒木委員 副賞も30万円が適当なのか、もう少しあげるほうがいいのか、それはいいとして……。もう一つ、高千穂鉄道、先ほど中野委員のほうからいろいろお聞きしましたので大体わかったんですが、現在の基金ですね、1億7,700万円、これは民間といいますか、個人といいますか、そういう方々も結構寄附されていますね。こういう人たちは、高千穂一楨峰間はまだ何か方法があるんじゃないかと、そういう考えで寄附された方も結構いらっしゃると思うんです。これをもうだめだったから清算だよと、ここ辺も考え方が私たちもすっきりしないところがあるんですが、そういう人たちに対する説明は今からどうしていくんですか。

○渋谷総合交通課長 御指摘のとおり、経営安定基金につきましては、民間の方々の寄附が約5,600万円ぐらいあるわけです。TRにつきましては、御案内のとおり、ほとんど資産を持っていない中で処分しないといけない資産が相当あるわけです。橋梁が100カ所ぐらい、トンネルも20幾つと。これについては将来的に県と自治体でやっていかなきゃいかんわけですが、そう

いう意味で、基金を積んだ民間の方々もいらっしゃるんですが、県を初め出資をしている方々も一方でおられるわけです。そういう出資者に対しても、残余財産というか、TRについてはほとんど残らずそういったところに全部持っていくこともあるものですから、その辺の兼ね合いからいって、まことに申しわけないけれども、ぜひ今後TRの処分に充てたいのでよろしくということで、高千穂町のほうから一定の御案内はする予定にしているところでございます。以上でございます。

○黒木委員 当初これはだめだということで、県も次は出資しないということで追加出資しませんでしたね。そういう中で、基金を募って寄附してきた人たちの思いというのは、何とか楨峰間はできないかというのが気持ちであったと思うんです。それがこういう形で短期間にだめになってしまう。非常に残念ですけども、その人たちの気持ちにしっかりお返ししないと、今やっているのは観光協会でしょうか、観光協会会長さんが会長ですか、しっかりそういう説明を民間の方にはしないとちょっと納得……。短期間でしたからね、これがずっと継続しているわけじゃない。短期間にやって、金額的にも2億円ぐらい予定していたんですが、5,000何百万円しか集まらない。そういう時代でしたから、しっかり説明責任といいますか、そこ辺はしてほしいというふうに希望しておきます。

○鳥飼委員 もう時間があれですから、簡単に2点ほど。1つは高千穂鉄道の件です。先ほど基金については、資産が有効活用できる部分もあるので額についてはわからないという御発言だったんですが、当初いろんな撤去をする費用は50億円とか言われたときがございましたね。50億円かければ復活できるんじゃないかという議

論もあったわけです。今回こういう流れになっていますから、その議論を蒸し返すのはよしましけれども、有効活用できない部分もかなりあるわけで、これは幾らというのがある程度は確定といいますか、概算額が出ているんじゃないかと思うんです。そこが幾らぐらいあって、活用できる部分が幾らぐらいあるけれども、これは活用するのかもしれないのかというのがわからないわけですから、そこら辺は答えいただきたいと思います。

**○渋谷総合交通課長** 具体的に申し上げますと、天岩戸駅というのがございます。あそこからすぐ下っていくと鉄橋がございます。下は町道が通っていて、またいでいます。あの橋が300メートルぐらいでしょうか。高さが100メートル近くございます。この鉄橋をどうするのかと。有効活用するとすれば撤去費用は要らないわけです。しかしながら、将来的にこれはやはり撤去するということになる、その費用に上がってくると。そのこのところの検討を時間かけてやらないといけないだろうと思っているところです。したがって、まず地元におきまして、それぞれの資産についてどう有効活用していくかということを十分検討いただいて、県と関係自治体でつくろうと思っています協議会の中で十分協議しながら、撤去計画なり積立計画なりを立てていきたい。その中で額が明らかになっていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○鳥飼委員** それ以外の部分もかなりあると思うんです。いずれにしても撤去しなくちゃならないというものもあるわけで、その鉄橋がそういうことであるなら、それを除いた分についてはどのくらいですと。20億円だとすれば、20億円からプラスアルファで基金を積み上げなく

ちゃならないというのがあると思うんですけれども、そこら辺お答えできるような数字は持ち合わせていないんでしょうか。

**○渋谷総合交通課長** まことに申しわけありませんが、その数字は把握しておりません。以上でございます。

**○鳥飼委員** 太陽光発電のことでもう一度お伺いしますが、簡単に申し上げますと、昭和シェルは誘致企業になっているんでしょうか。

**○土持総合政策課長** 誘致企業でございます。

**○鳥飼委員** 要望ですけれども、企業誘致というのは人間関係とかそういうものであるところがあって、ひょろっと、「ひょろっと」という表現は適当でないかもしれませんが、ひょうたんからこまが出るという言葉もありますけれども、そういうことで決まるというのが結構あるというふうにお聞きをするんです。そういう意味では、誘致企業であるとするなら、こういう事業をやりますよと、一般の中でこういう募集をやりますよとというようなことはやっておかないと、来ることは来たけれども、後はなしのつぶてだと。そしてこういう募集があるがというのはいかななものかという気もいたしますので、やはり連携はしっかりとっていただきたいということ、これは要望にかえさせていただきたいと思います。よろしく願います。

**○外山委員長** その他ございますか。では、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時1分再開

**○外山委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めま

す。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元に配付しております「総務政策常任委員会資料」の目次をごらんいただきたいと思います。

今回御報告いたしますのは、3件ございまして、1点目が、普通財産（土地、建物）の状況について、2点目が、平成21年度当初予算編成方針について、3点目が、平成19年度市町村公営企業決算の概要について、以上の3点でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長に順次説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○馬原総務課長 総務課から、普通財産（土地、建物）の状況について御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、公有財産の分類及び所管部局についてでございます。公有財産につきましては、地方自治法におきまして行政財産と普通財産に分類されますが、行政財産は、公用または公共用に供する財産をいい、庁舎、学校などになります。所管部局につきましては、公有財産取り扱い規則に基づきまして、当該行政財産を事務または事業の用に使用する部局が所管することとなっております。一方、普通財産でございますけれども、行政財産以外の財産となっております。行政財産の用途を廃止したものや職員宿舎などが当たります。所管部局は総務課が所管ということになっておりますが、売り払い等を目的として行政財産の用途を廃止したものや、貸し付けを目的としたものは、その行政財産を所管し

ていた部局や貸し付けを行う部局が所管することとなっております。

次に、2の普通財産（土地、建物）の面積等でございます。19年度末現在で県で保有しておりますのが、面積で2,125万2,622平方メートル、建物が175カ所で12万57平方メートルとなっております。このうち総務課で所管しておりますのが、土地が80カ所、面積で14万7,105平方メートル、建物が36カ所、面積で3万6,790平方メートルとなっております。

次に、3の公有財産の利活用方針でございます。公有財産につきましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づきまして、未利用財産のうち、今後利用見込みのないものについては積極的に売り払いを行うとともに、売却が困難なものについては貸し付けることにより歳入の確保を図ることとしております。具体的には、次の2ページでございますが、公有財産の総合調整事務を担当しております総務課におきまして、年度当初に各部局に対するヒアリングを実施しまして、全庁的に利活用の実態を把握した上で、庁内の各部長等で構成する公有財産調整委員会において、有効活用策について検討・調整を行っているところでございます。

この結果、利活用の見込みがないと判断されたものにつきましては、毎年度処分計画を策定し、一般競争入札等による処分を行っております。また、入札に当たりましては、予定価格等の情報を新聞広告や県のホームページに掲載し、広く県民に周知しているところでございます。

次に、4の普通財産の売却状況についてでございます。最近5カ年間の売却の状況でございますが、平成15年度の18億6,500万円余、16年度の15億9,700万円余をピークに、ここ2～3年は

それぞれ3億、2億、5億円台というふうになっております。売却額が減少しておりますのは、宮崎市内中心部の比較的高額で売却できる物件が少なくなってきたところによるものでございます。主な売却物件は表の下に記載しているとおりでございます。

次に、5の普通財産の貸し付け状況でございます。普通財産の貸し付け収入につきましては、その多くが総務部、教育委員会、警察本部が所管しております職員宿舍貸付料となっております。平成19年度で一般会計全体で5億7,500万円余でございます。それから、総務課の財産貸付料を右側に記載しておりますが、19年度が1億7,300万円余でございます。その主なものにつきましては、表の下に記載しているとおりでございます。

それから、次に、3ページの未利用財産の状況でございます。未利用地につきましては、表の一番下に米印で書いておりますが、用途廃止を行ったもののうち、使用目的または用途が決まっておらず、貸し付け等による利用も行っていない土地と定義づけております。平成19年度末の未利用地が、表に記載しているとおり、23件、面積で3万9,900平方メートル余となっております。表の一番右側に20年度の処理状況を記載しておりますけれども、この23件のうち9件を本年度入札により処分することとしております。現在1件、16番の元一万城待機宿舍を売却処分しております。それから、処理状況で保留と書いておりますけれども、保留につきましては、過去何度か入札しましたけれども、応札がなかったことで、今後何らかの売却方法の検討が必要なもの、それから、売却するために建物の取り壊しとか進入路の確保などの整理が必要なものがございます。このほか、未利用地となっ

ておりますけれども、既存の庁舎等に近く、今後利活用の可能性があるものも保留としております。

それから、(2)に、平成20年度新たに公有財産調整委員会の調整の結果、利活用しないという方針をしたものが10件、7,800平方メートル余あります。一番右側の処理状況でございますが、このうち4件を本年度入札を行うこととしております。

それから、4ページをお願いいたします。職員宿舍の状況でございます。職員宿舍につきましては、転居を伴う異動の円滑化とか、災害時の危機管理等への対応に必要な施設ということで、平成19年度に職員宿舍等管理計画を改定いたしました。これに基づいて維持管理を行っているところでございます。この計画におきましては、基本的な管理方針としましてここに3つ挙げておりますが、建てかえが必要なものを除き、今後職員宿舍の新規建設は行わない。今後も利活用を維持する職員宿舍については、建物保全や設備更新等を行いながら住環境の維持を図る。老朽化が進み、入居者増が見込めない宿舍は廃止を検討していくということにしております。

(2)に職員宿舍の入居状況を記載しております。全体の入居率は、右から2番目、合計欄の下のほうにありますが、管理戸数652戸に対して空戸が161戸で入居率75.3%となっております。職員宿舍別の入居率は、一番下の欄にありますとおり、普通公舎が61.9%、一般宿舍が78.7%、単身用宿舍が90.3%、単身寮が65.3%、単身寮40%となっております。地域別の入居率を見ますと、椎葉・諸塚が100%、串間、西臼杵が90%以上ということで高くなっております。一方、小林、日向が50%以下と低くなっております。

ます。

次の5ページに、表の下にア、イ、ウとその傾向を記載しておりますけれども、宮崎市内からの通勤が困難な地域では入居率が高く、逆に宮崎市内から通勤しやすい地域では入居率が低くなっております。それから、単身用宿舎についてはニーズも非常に高く、入居率も高くなっておりますが、独身寮については、老朽化に加えまして、最近では風呂、トイレ等が共同となる寮生活を敬遠する傾向もございまして、入居率が低くなっております。

(3)に、入居率50%未満の職員宿舎を記載しております。一般宿舎では都城の都原、日向の春原がいずれも25%、独身寮では青葉寮が40%、ひなもり寮30%、単身寮では日向35%ということになっております。職場から遠いところにある宿舎とか、建設年次の古い宿舎などが入居率が低い状況にございます。

今後の取り組みでございまして、まず、単身用宿舎の需要がアンケート調査の結果等でも高いという中でございまして、入居率の低い一般宿舎の有効活用を図るという観点から、一般宿舎に単身者や独身者でも入居できるようにするなど、条件の緩和により入居率の向上を図っていくこととしております。また、宿舎の建てかえが必要となった際には、PFIなど民間資金等の活用による整備とか、民間住宅の借り上げ等も検討していくこととしております。今後とも、入居状況とか地理的状況を考慮しながら、適正な職員宿舎の管理に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございまして。

**○西野財政課長** 財政課でございまして。平成21年度当初予算編成方針について説明いたします。

常任委員会資料6ページの「平成21年度当初

予算編成方針のポイント」をごらんください。これは先月7日に記者発表させていただいておりますけれども、まず、1つ目の基本方針として3つの方針を掲げております。

1つ目は、財政改革の着実な実行であります。御存じのとおり、本県は大変厳しい財政状況が続いておりまして、収支不足は拡大する傾向にございます。この収支不足を圧縮して基金の取り崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換するために、引き続き、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムを着実に実行するということが最重要課題として取り組んでまいります。

2つ目は、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進であります。財政が厳しい状況ではありますが、本県の抱える政策課題については積極的に対応していく必要がございます。このため、財政改革を推進しながら、平成21年度重点施策である、1つ目が雇用創出・就業支援対策、2つ目に中山間地域対策、3つ目に子育て・医療対策、4つ目に環境エネルギー対策につきまして重点的措置を講ずることとしております。

3つ目は、役割分担等を踏まえた見直し、県民総力戦による実行であります。すべての事務事業について必要性、役割分担のあり方を検証していくこととしております。また、事業の実施に当たっては、県民との協働等によって積極的に取り組み、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを推進することとしております。

次に、太枠の2つ目、歳入に関する事項についてであります。歳入に関しましては、積極的な財源の確保に努めることとしております。そのうち自主財源につきましては、県税の収入確保のほか、使用料・手数料の見直し、財産収入の確保、特定目的基金の見直し等に取り組んでいくこととしております。また、依存財源につ

きましては、地方交付税や国庫支出金の確保のため、国の動向等に留意するとともに、県債は、財政の健全化を確保するため、抑制を図ることとしております。

最後に、太枠の3つ目、歳出に関する事項についてであります。歳出に関しましては、すべての事務事業をゼロベースから徹底して見直すこととしております。各部の予算の要求限度額につきましては、基本的には財政改革プログラムに基づいてマイナスシーリングを設定しておりますが、何点かの特例措置を設けております。具体的には次の7ページの表をごらんください。限度額について一覧表にしておりますが、これらのシーリングの率については今年度当初予算と全く同じ率にしております。

まず、公共事業費ですが、補助公共、県単公共、直轄事業負担金については、本年度当初予算額——これは起債充当前の一般財源額を言いますけれども——の95%の範囲内としております。ただし、県単公共の維持管理分、東九州自動車道の新直轄分は、所要額、つまりシーリング対象の外にしております、これは別途財政課と協議していくこととしております。

公共事業以外ですが、庁舎等維持管理基本経費が今年度当初予算額の97%の範囲内、その他の経費については、義務的経費などを除き75%の範囲内としております。繰り返しになりますけれども、これらは行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに沿ったものでありまして、今年度当初の方針と全く同じものとなっております。

また、新規・改善事業につきましては、事務事業見直しの実績等を踏まえて、各部局に配分する要求枠の範囲内としております。ただ、その特例措置として、先ほど申し上げました21年

度の重点施策については、新規・改善事業の要求において1.5倍の要求ができる。これは一般財源額を要求の段階で枠の中3分の2で換算するという取り扱いとしております。わかりやすく言いますと、例えば、一般財源で3,000万円の事業で21年度重点施策に合致するものでありましたら、新規・改善事業の要求枠上は、本来であれば3,000万ということでありまして、3分の2の2,000万円とカウントすることで、枠を有効に活用できるという措置を講ずることとしております。

また、予算要求の前提となります事務事業の見直しの取り扱いとしまして、終期の到来前に積極的に事業を休廃止しようというもの、いわゆる「インセンティブ枠」というものを設けておりまして、これにつきましては、一般財源額の1.5倍を計上すると。また一方で、積極的な歳入確保策を行うという場合には、増収する額の50%を事務事業の見直しの額として計上できるという措置をとっております。これらを含めて事務事業の見直しの実績を予算要求時に踏まえるということとしております。

以下、7ページの留意点というところがございますが、歳出につきましては、すべての事務事業について、役割分担、責任分野、費用の負担区分を明らかにしていくこととしております。3つ目でございますが、職員においては、これまで以上に明確なコスト意識を持って経費節減に取り組むということ。予算措置を伴わないゼロ予算施策についても積極的に推進していくこととしております。それから、2つ下の不適正な事務処理の再発防止策につきましては、確実に実行する必要があると考えておりまして、需用費、備品購入費の積算等についてはさらに適正を期していくこととしております。また、そ

の次でございますが、その一環としまして、今回新たに試行としまして、予算の執行残額を翌年度当初予算へ計上できる、いわゆる「メリットシステム」というものを導入することとしております。また、その1つ下でございますが、予算編成過程の透明性を向上させるために、予算の要求状況等の公表について検討していくこととしております。公表の具体的な内容につきましては、今後十分に検討してまいりたいと考えております。最後の財政健全化法の関係でございますが、法の規定が一部施行されまして、一般会計ばかりでなく、特別会計、公営企業会計、さらには公社や第三セクターという県とは別団体のところまで将来の負担等も検証する必要が生じてきました。それらの財政状況や債務保証のあり方等について今後留意してまいりたいと考えております。

なお、別冊の資料としまして予算編成方針をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。以上でございます。

**○四本市町村課長** 資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年度の市町村公営企業決算についてであります。

県内市町村の公営企業につきましては、その全体の数とか種類が多いものですから、個別に見ていきますと非常に細かい話になりますので、本日は、全体の概要につきまして主なポイントを説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の一番上の表ですが、市町村の公営企業の事業数及び決算規模についてであります。公営企業につきましては、上下水道とか病院とか、それぞれの市町村が独自の収入をもって運営する企業であり、一般会計とは別に特別会計を設けて経理することとされているものであります。公営企業の設置状況は市町村によっ

てさまざまありますが、表の左側にありますように、本県では、平成19年度末現在で124の公営企業会計が設けられておりまして、中で最も数が多いのは下水道事業の45事業、次が簡易水道事業の24事業となっております。また、歳出総額に相当いたします決算規模でございますが、近年は新たな建設投資が抑制をされておりました、減少が続く傾向でありましたけれども、19年度につきましては、公債費負担の軽減を図るため、上水道や下水道事業において起債の繰り上げ償還を行ったこと、あるいは病院事業につきまして、小林市が建てかえに着手をいたしましたことなどから、前年度より約66億5,300万円、7.9%増加をしておるところであります。

次に、真ん中の表で収支の状況でございます。公営企業の経理の方法につきましては、地方公営企業法という法律を適用するかどうかによって異なりますので、法適用企業、非適用企業という2つに分けて記載をしております。全体の状況についてであります。表の右側の下の合計欄にありますように、法適用企業と法非適用企業の合計で、前年度18年度より約5億円多い19億3,800万円の黒字になっております。また、全体124事業のうち、黒字が110事業、赤字が14事業となっております。

事業別に見ますと、まず、表の一番上の上水道事業につきましては、ほとんどの市町村におきまして基本的なインフラ整備が終わっておりますことなどから、新たに建設改良等を行った一部の企業において赤字となっているものの、全体では黒字になっております。その下の簡易水道事業でございますが、上水道と同様に黒字となっておりますが、近年、給水人口が減少するということがあって、その影響によりまして黒字額は縮小傾向にあるところあります。

次の病院事業につきましては、各病院によりまして状況はさまざまでありますけれども、近年の医師不足等の影響もありまして、15の病院中6病院が赤字になっております。また、病院全体での赤字額は3億2,400万円でございます。

最後に下水道事業ですが、下水道事業につきましては、終末処理場の建設など、初期段階で大規模な建設投資が必要となる一方で、事業計画が長く、料金収入がすぐにはふえないという構造的な問題がございます。このため、特に減価償却費の計上が必要となる法適用企業について赤字事業が多くなっております。

3番目の表ですが、他会計繰入金及び企業債残高の状況でございます。まず、他会計繰入金についてであります。公営企業は独立採算が原則でありますけれども、実態といたしましては、一般会計からの多額の繰入金によって運営をされている状況にあります。近年は、経営の効率化等によりまして減少傾向にありますけれども、平成19年度においては、依然として全体で179億円の繰り入れが発生しており、特に下水道事業分が全体の75%の134億円になっております。なお、病院事業への繰入金が増加しておりますのは、小林市民病院の建てかえに伴います合併特例債の繰り入れが主な要因であります。

次に、企業債残高についてであります。企業債残高につきましては、全体で3,505億3,900万円となっております。これは普通会計における地方債残高、6,000億円余りでございますが、これの6割弱の規模となっております。事業別では、多額の建設投資が必要な下水道事業会計分が突出しておりまして、全体の7割弱の2,354億円となっております。

次の9ページに各市町村別の状況をお示ししております。公営企業の経営状況はさまざま

ございますが、いずれの団体におきましても、近年の地方交付税の削減等の影響によりまして市町村の財政状況が厳しくなっていく中で、一般会計のみならず、公営企業会計を含めた市町村全体の財政運営について見直しを行っていくことが求められております。公営企業につきましては、上下水道あるいは病院など、地域住民にとって欠かすことのできないサービスを提供しているものでありますので、県としましては、今後とも持続可能な公営企業経営の実現が図られるよう、各市町村の実情に応じたきめ細かな助言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

**○外山委員長** ありがとうございます。説明が終了しましたが、報告事項についての質疑がございましたら、お願いいたします。

**○黒木委員** 5ページです。日向市の職員宿舎の入居率が非常に低いと。春原は市街地に近く場所的にいいところですが、古いこともその原因かなという気がするんですが、12戸で3戸しか入っていない。先々はどのような考えを持っているんでしょうか。壊すのか、それとも建てかえをするのか。場所的にはここは非常にいいところなんです。

**○馬原総務課長** 日向の春原住宅でございますが、もう一棟ございます。そこも入居率としては50%ぐらいで余り高くないんですけれども、2棟ございまして、片一方が25%ということで非常に低くなっております。最大の原因は、昭和49年建築でございますので、老朽化して、最近の住宅ニーズに合わないのかなという気がしております。それと、日向ですので、交通の便等も大分よくなりまして、通勤者がふえたことも一つの要因と思っております。もう一棟ございますので、将来的にはどちらか一棟に寄せる



ことも考えられますが、現時点では、今入居されている方がいらっしゃいますので、当面はこのまま。先ほど申し上げましたとおり、単身者のニーズが結構あります。今、一般宿舎については単身者や独身者は入居できないというふうになっております。したがって、単身者や独身者でも入居できるように条件の緩和等もして、できるだけ入居していただくようにしたいと思っております。

**○黒木委員** 確かに単身であれば、安いわけですから、利用はまだあるんじゃないか。そういう方向で、改正できる部分は改正していただくと入居がしやすいんじゃないか。歩いてでも自転車でも市街地に一番近いところですから、利用はあると思うんです。今言うように、規制で家族持ちというふうになっているんだろうと思いますので、単身でも借り受けができるような方向でもう少し利用価値を上げていただきたい。希望だけしておきます。

**○米良委員** 財政課長に要望も含めてお尋ねしますが、公共事業に対する来年度の予算ということになるわけですが、来年度は、今年度の予算額の95%の範囲内ということです。午前中にもいろんな要望を申し上げましたが、公共投資をいかに多く組んで宮崎県の経済の活性化につなげるかというのが、今までの本県の長い歴史なんですよ。これに対する一つの考え方ですが、やみくもに改革、改革といいましてこっちのほうを削減、削減でいきますと、ほかにどういうことに頼って本県の経済対策を向上させていくかということは非常に難しい問題になってくると思います。そこ辺の取り組み姿勢を財政課としてどう考えておられるのか。県土整備部から上がってくる予算要求のこともあるでしょうけれども、そこ辺をあなたたちが

一蹴しますと、非常に心配な面があるものから、そこ辺はどうお考えになるんですか。

**○西野財政課長** 公共事業の事業費の総枠についての考え方でございますが、御案内のとおり、18年度末に策定しました行財政改革大綱2007の財政改革プログラムにおいて、基本的に補助公共、県単公共などは95%ということにさせていただいております。我々も、公共事業の事業費というのは地域経済にとって非常に重要であるというふうに認識しておりますが、一方で、財政的にこのままいくと基金が枯渇して、公共事業どころか、その他の部分のサービスまでカットせざるを得ないという状況がすぐその先に見込まれるわけでございます。具体的には、本会議でも9月にありましたように、平成22年度当初予算につきましては、このままの財政構造でいきますと、収支不足を補ってきた基金が底をつく、不足して、このままの形では予算を組めなくなるということでございます。我々としては、まずは財政改革プログラムを着実に推進するという御理解いただきたいというふうに思っておりますが、ちなみに国の方では、97%、マイナス3%ということで基本方針2006以来やってきたわけですが、来年度につきましては、3,300億円の重点課題推進枠を捻出するためにさらに2%深掘り、つまり5%の削減ということで概算要求があっているというふうに聞いております。本県でいいますと、県単公共などは5%のマイナスですが、東九州自動車道などの新直轄の分はシーリングの枠外で所要額を認めておまして、それを勘案しますと、実際のところは公共事業の総枠でいいますとマイナス3%程度ですので、来年度につきましては、結果として、国よりも地域経済に配慮した公共事業費というのを組んでいき

たいというふうに考えております。御理解いただきたいと思っております。

**○米良委員** 十分な理解を持って対応するというところでありがたい答弁ですが、国の財政的なものも含めて、公共投資がどう変化をもたらしてくるかまだ未知数でしょうから。県道を中心とした一般県道あたりにしましても、改良率がまだ低いんですね、田舎に行けば。ですから、そういうところについては、補助事業ということも大事ですけれども、県単事業をどんどんふやしていただいて地方道も整備をしていく、それによって地域経済が潤っていくような方向づけをひとつ忘れないで十分この予算に反映をさせていただきたい、このように要望申し上げておきたいと思うんです。

それから、改革と留意点はおのずと違うと思えますけれども、県が打ち出すこれからの改革の一番大きな目玉というのは、どういうことを考えているんですか。

**○西野財政課長** 改革と申しましても、県全体の県政を改革していく、財政構造なり財政面で改革していく、いろいろあると思いますが、まず前者の県政全体で申しますと、財政状況が厳しい中でございますが、喫緊の重要課題、例えば、知事のマニフェストを反映した新みやざき創造計画の着実な推進でありましたり、その他それに盛り込まれないものであっても、今年度当初であったような中山間地域対策とか、県政で重要課題というものについては積極的に推進するという意味で、県政の改革を図っていきたいというふうに考えております。ただ、財政改革という面におきましては、財政改革プログラムを着実に推進していくことに尽きるかと思えますが、先ほども申しましたように、基金の残高が著しく減ってきておりまして、22年

度には予算を組めないという状況でありますので、そういったことも強く認識しながら、基金にできるだけ頼らない予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

**○米良委員** さっき黒木覚市委員からもありましたけど、入居率が低いからといって、やみくもに県の宿舍あたりを廃屋にしたり廃舎にしたりというわけにはいかんと思います。これは職員にとっては不可欠なものでしょうから、こういう一つの状況を視野に入れながら、今後の対策というのはどう考えていくんですか。例えば存続をしてあるいは整備をして残していかなくちゃならんとか、そういう長期的な計画というのは出されていないんですか。

**○馬原総務課長** 職員宿舍につきましては、5年ごとに整備計画をつくりまして、それに基づいて維持管理を行っております。委員おっしゃるように、確かに必要なものは必要ということで、赴任後直ちに職務に専念する体制が必要とか、あるいは災害等危機管理でその近くにいないといけないということもございますので、必要な分についてはそれぞれ措置していく。古くなって、新たに必要なものであれば新たに建てかえるということも検討していかなければいけないと思っております。ただ、非常に厳しい財政状況でございますので、今回つくりました24年度までの計画においては、新たにどこをつくるという計画はございません。今ある施設、必要な施設というものを維持修繕していきながら、良好な住環境の整備を図っていきたいと思っております。

**○米良委員** 財政的に苦しいでしょうけれども、必要なものは不可欠なものとして整備をしていくことで入居率も高まるし、職員も住居は確保していかなくやなりませんので、そこ辺もひと

つ急務な課題としてお願いしておきたいと思  
います。

○黒木委員 県土整備、環境森林、農政水産の  
公共三部で、ことしの公共事業というのは総額  
幾らになるんですか。現在高でいいです。補正  
があった後で。

○西野財政課長 手元に数字がありませんので、  
調べてお答えしたいと思います。

○黒木委員 数字が変わってくるものだから、  
それを教えてください。

○西野財政課長 失礼いたしました。今年度の  
当初予算ベースで申し上げますと、公共事業の  
総額が約1,044億円でございます。

○黒木委員 補正があつてからですか、現在で  
すか。

○西野財政課長 9月に国庫補助の内示差調整  
を行いまして、そのときの追加が約20億円程度  
であったと記憶しております。

○黒木委員 ことしは台風も来なかったので災  
害がほとんど出なかったですね。出てもわずか  
であった。例年であれば、台風等の災害が多い  
ときには100億、200億あつたけれども、今回は  
それがなくて、特に建設業なんかそれを少しは  
見込んでいたんでしょうけれども、全くこれも  
ない。そこ辺が非常に厳しくなっているわけ  
です。これはプラスしていた災害事業でしょう  
から、建設業はそういう面でも先行きが苦しい  
かなというふうに思います。先ほど米良委員が  
言いましたように、来年度の予算の枠を公共、  
公共で切っていくと、ますます厳しい状況に  
なるのかなというふうに思いますので、そこ  
辺はよろしくお願いしておきます。

○鳥飼委員 未利用財産のところでもちょっと  
教えてください。3ページの8番の農政水産部、  
元総合農試畑作園芸支場1町2反、保留という

ことですので、今、木材利用センターが  
できていますから、畑地のほうだろうと思  
うんです。大体の場所と保留になっている経緯  
を御説明ください。

○馬原総務課長 場所につきましては、木材加  
工研究センターの隣でございます。4分割いた  
しまして、3つについては売却しているん  
ですが、1つ残っております。現在保留とい  
うことにしておりますのは、都城市街地で  
まとまった土地はここだけになって  
おります。それで、未利用地にはな  
っているんですが、今後の利活用の  
可能性も含めて保留ということに  
しております。

○鳥飼委員 私は都城に住んでいるわけ  
ではないですけども、今、課長が言  
われたように、ある程度まとま  
っていますから、売ればそれな  
りの額にはなるだろうと思  
いますけれども、細切れに  
売っても、都城市をつく  
っていくという面では  
いろんな点で不都合な  
ところも出てくると思  
いますので、市の発展  
につながるようなこと  
で御考慮をいただければ  
というふうに思います。

それと、予算編成です  
けれども、いろいろと  
御説明をいただいて、  
1.5倍のところとかな  
なかわかりにくい  
ところがあつて、  
これはまた後日  
教えていただければ  
というふうに思  
うんですけれども、  
基金ですね、今  
は2007です  
けれども、当初  
この計画が  
スタートした  
ときは、19  
年度には  
枯渇する  
という  
ふうに  
説明が  
あつた。  
危機的  
状況に  
なり  
つつ  
ある  
とい  
う  
こと  
は  
わ  
か  
る  
ん  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
今  
ま  
で  
そ  
う  
い  
う  
説  
明  
を  
受  
け  
て  
き  
た  
我  
々  
と  
し  
て  
は、  
納  
得  
の  
い  
か  
な  
い  
部  
分  
も  
あ  
る  
も  
の  
で  
す  
か  
ら、  
そ  
こ  
を  
も  
う  
少  
し  
丁  
寧  
に  
御  
説  
明  
い  
た  
だ  
き  
たい  
と思  
い  
ま  
す。

○西野財政課長 基金の残高の見通しについて

であります。まず、現在の財政改革プログラムは、平成18年度末に中期見通しを立てて、それを踏まえて策定したものでございます。その中期見通しによりますと、平成18年度の段階で、そのまま収支不足の圧縮の取り組みをしなかった場合は、平成22年度に基金が不足して、基金の残高がマイナスになるというような見通しを持っておりました。それでは持続的財政運営ができないということで、収支不足を圧縮するために財政改革プログラムを18年度末同時期につくりまして、そこでは、収支不足を圧縮して、結果として、平成22年度においても基金が約200億円程度残るような形で進めていこうということにしておりましたけれども、実際に予算編成をしておりますと、三位一体の改革の結果、税源移譲したと、県税自体はふえたんですけれども、交付税の減とか交付金の減とかございまして、結果として、地方財政対策による歳入不足、それから社会保障費の予想以上の増ということが相まって、平成18年度に約222億ございましたが、20年度にかけて毎年30億円ずつ収支不足が拡大して、それをすべて基金で賄ってきております。

本来であれば、収支不足を縮小させて基金の残高を一定に保つということでございましたが、既に18年度のプログラム策定以降、歳入歳出にわたり予想外の出来事が続いておまして、結果として収支不足は縮小するどころか拡大しております。計画の目標としておりました平成22年度に基金残高約200億円残すということは、現在非常に困難になっておまして、このまま例えば30億円ずつ基金がなくなっていくと、収支不足が拡大して基金の取り崩しが拡大することになりますと、来年度は何とかやりくりできるかもしれませんが、22年度には200億を超

える収支不足というのが生まれてくると。

そうした場合に、公共事業というのは削減の対象になりますが、それだけでは当然もたない。県民サービスにも手を触れなければこの収支不足というのは、基本的に国と違って、赤字が生じた場合に地方債を出して補てんすることは認められておりませんので、それをすべて歳出カットで賄う必要があると。歳入の範囲で歳出を賄うという原理原則に沿って対応せざるを得ないということで、この基金の残高というのは非常に警戒すべき段階に来ているということでございます。

**○鳥飼委員** 私がお聞きしたのは、2007の前の分、2003のときは、19年には枯渇をしますという説明を受けて、実際には努力をされたからこうなったんですよと言われればそれまでなんですけれども、そういう意味でお聞きをしたわけです。もう結構です。そういう質問の趣旨でした。

それと、6ページ、3の歳出に関する事項で、ゼロベースから徹底した見直しとマイナスシーリングを設定というのがあるんです。この概念は相反するものではないかという気もするんですけれども、そこはどんなふうに理解をしていけばいいのでしょうか。

**○西野財政課長** ゼロベースとマイナスシーリングということでありますが、まず、当然すべての事務事業については、今年度やったから来年度そのままの形でやるということにはなりませんで、その時々、その事業をその形でやる必要性が本当にあるのか、また効果はどうかというようなことを総合的に勘案しまして、やはり一つ一つの事業について丁寧に精査していく必要があるのではないかとすることは大前提でございます。

ただし、予算を編成するためには、歳入の見込みに沿って歳出水準をある程度見せなければならぬということですが、歳入の総枠をどれだけにするかということでおのずとその上限が固まってまいります。そうした場合に、当然歳入の減が見込まれるわけですから、まず、枠の設定に当たってシーリングということではマイナスを設定する。大枠として、歳入の枠をつくるために全体的にマイナスシーリングをかけるということは、個々の事務事業のゼロベースからの見直しと必ずしも矛盾することではないというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 「ゼロベースからですよ」と言いながら枠を決めているから、「ああ、そうですか」ということになるのではないかと懸念がありましたのでお尋ねをしました。

次は歳入ですけれども、本会議でも申し上げましたけど、九州知事会で交付税の集会所といたうことも提起があつて、50～60人でやられたということなんです。三位一体改革で交付税を5兆円か6兆円削った。この影響というのがボディーブローとして県にも市町村にもきいてきていると思うんですけれども、ここをどうするかというのが自治体の大きな課題だと思つてます。これに対する取り組みについてお聞きをしたいと思つてますし、知事が消極的だとするならば、事務方でそういう段取りをやっていって県民にも知ってもらわないといけなかつて思つてます。ふるさと納税制度で東京で何かやられましたけど、たつた80万か100万かそんなもの。そんなことで何をやっているんだという思いがこちらにあるんです。ですから、交付税をどうやって確保していくのかという取り組みについてお伺いしたいと思つてます。

**○西野財政課長** 地方交付税についての御指摘

でございますが、我々も非常に危機感を持っております。例えば三位一体の改革、御指摘ありましたように、16年度から3年間で全国で5.1兆円削減されて、本県でも約350億円削減されております。また、来年度の国の概算要求におきましては、全国ベースで約6,000億円の削減ということで、単純に本県に置きかえましても、今のところ数十億円の交付税のマイナスになるのではないかとこのように大変危機感を持っております。それにつきましては、全国知事会を初め地方6団体が足並みをそろえて、国に、まず三位一体改革で失われた交付税の総額の復元ということで強く主張してございまして、本県としても、知事初め、我々が機会あるたびに、交付税の総額の確保であるとか財源調整機能の確保・発揮、そういったことを強く要望してございまして、我々としても、引き続き、交付税の総額の確保というのは最大の目標として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 非常に大事なことですので、そこはしっかりと取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

それから、予算編成方針の別冊の方でお尋ねしますけれども、3ページに基本方針が書いてあります。3、役割分担等を踏まえた見直し・県民総力戦による実行ということ。「平成19年度に実施した事業仕分けの観点にも留意し」ということが書いてあるんですけれども、具体的にはどういうことを指しておられるのか、御説明をお願いします。

**○西野財政課長** 事業仕分けの観点でございますが、御案内のとおり、事業仕分け委員会においては、特定の198の事業について民間有識者などからの委員による提言をいただいたところであります。これにつきましては、反映できるも

のは既に一部反映させていただいているところですが、我々としては、議会で御審議いただいた経緯であるとか、そういったものを総合的に勘案して取り扱いについて検討しているものでありまして、この委員会の結論のとおりには必ずしもすべきものでないものももちろん含まれていると考えております。ここで観点というふうに申しましたのは、委員会の結論は一つの意見、参考にするべきものでありますが、まず、基本的に、一般的に、国がやるべきか、市町村がやるべきか、民間でやるべきか、県でやるとしても改善すべきかどうか、そういうような役割分担であるとか、事業のあり方についての一つの基準と申しますか、そういう考え方は、仕分け委員会で議論されなかった事業についても、我々の検討の中で参考にするべき考え方だという意味で、事業仕分けの観点というふうに申し上げているところでございます。

**○鳥飼委員** 午前中の県民政策部のところでも申し上げたんですけれども、事業評価というのが出されたんですね。事業評価委員会のメンバーの皆さんたちが、県がつけた内部評価に対して意見を言われるわけですが、4時間でやっておられるんです。4時間で県の政策の結果の評価をするというのはどういうことなんだろうという思いがします。仕分け委員会についても、わずか40～50分で事業を仕分けといいますか、棚卸しができるのかどうか。しっかり内部をわかってやっていただくのは大いに結構だと思うんですけれども、思いつきみたいなものを採用していくというのでは危険性がありますよということもあったものですから、ここはお聞きをしました。

もう一点お聞きします。先ほど言われました予算編成の県民への公表について、もう少し具

体的に説明をいただきたいと思います。

**○西野財政課長** 予算編成過程の透明性の向上ということで、来年度当初予算から予算要求状況等の公表について検討してまいりたいというふうにしております。本委員会でも県外視察で他県の状況を見ていらしたと伺っておりますが、ほとんどの県、具体的には、恐らく20数団体が何らかの形で予算要求の状況、最終的な査定結果の状況を公表していると伺っております。そういった各県の取り組みなども踏まえまして、これから公表すべき中身について詳細に検討させていただきたいと考えております。

**○鳥飼委員** 新年度の予算編成からそういう場を設けるということだと思わんですけれども、今までのようなやり方というのは、これだけ財政が逼迫しているとか基金の問題とかある中で、しっかり県民の皆さん方にもわかっていただく必要があるというふうに思っているんです。

予算編成方針の13ページに、「県立病院事業で中期計画の着実な推進を図る」と書いてあります。2007の人員削減の状況を見ましても、2007以上に削減が進んでいるんです。人数的に進んでいる。それはそれで病院局が努力をされてきたということだとしても、午前中も議論がありましたけれども、なぜそういう状況になったのか、医師不足はなぜ起きているのかということです。やれなくなってきている。順調にしていますよという評価ですけど、例えば、延岡病院は医師が定員から10名以上足りないというのはどういうふうに評価をするのか。内部をしっかりと押さえておられるんでしょうかという話をしたんですけれども、それと一緒に、県が一般会計から繰り入れをするわけですね、政策医療にかかわる部分については繰り入れをやっていく。繰り入れをやって追いつかないという

ころももちろん出てくるわけです。

不採算部門に係る医療について、幾らぐらい不採算になるんですよ、だから、民営化をするんですとか、今の全部適用を続けますとか、いろんな方針が出てくると思うんですけれども、やはり県民に対してそれはしっかり説明していく必要があると思うんです。不採算の部門について収益的収支はこういうふうになっているんですよということを県民にも知っていただくことが大事だと思っているんです。そういうことを具体的にやっていかないと、不採算部門を運営していくことについて実施できなくなっていくんじゃないか。銚子市民病院のようになってしまわないか。そうなってしまえばおしまいというふうに私は思うんです。ですから、非常に大事なところに来ている。例えば椎葉村では、村長さんが、国保病院がなくなったら村がなくなるから持ち出しはやむを得ないんだという信念のもとでやっておられるというふうにお聞きをしました。

そういうお金の出し入れといいますか、税の収支のことについては大事だというふうに思いますので、ぜひ今度の当初からそれがわかるような一定のものを県民にも示していただきたい。準備で課長以下財政課の皆さん方も御苦労があるだろうと思うんですけれども、そこを何とか突破していただきたいと思っておりますので、期待をしておきたいと思います。

**○井上委員** 午前中は県民政策部の審議をしているので、それがベースになっているんですが、来年度の重点施策というのが4つ大きく挙げてあります。米良委員からも出ましたし、鳥飼委員からも出たんですけど、何にどんなふうにお金を使っていくのか。県民政策部が言う4つの重点施策というのが、その財政的裏づけがなけ

れば、結果として、計画を立てただけでその政策的効果というのは出てこないというふうに考えるんです。今、鳥飼委員から出た公的病院の役割とは何かという意味のことから考えれば、なおさら財政的出動はどんな形で行うのかというのが大切だと思うんです。昨年こうやって出したからことしも同じように出しましょうということにはなかなかならないということですね。そういうことは書いてあるので、そんなふうに見直しをしましょうと。だけど、施策の評価委員会というのは、先ほども出ましたように、外部委員会で4時間ぐらいかけてちょっと見て全部Aランクになっている。これは内部でしたものを踏襲されているからそんなふうになってくると思うんです。今、どこにお金を注いだら県のほうの収入としてお金が返ってくるのか、反映されるのか。どれだけ使って、経済の形としてはお金が返ってくるという形がとられなければならないと思うんです。ところが、計画的に効果的に財政的出動がされているのかどうかは毎回疑問なんです。

だから、その見直しとか、事業仕分けということも含めてですけれども、本当に県民政策部と議論されてやられているのかどうか、そこが納得がいけないんです。財政方は財政方として自分たちの御主張があると思うので、その方向でやられると思うんです。縮減とか含めて。県民政策部は別の観点から政策的効果も含めての点で言われると思うんです。その整合性はどのように図っておられるんですか。いや、図っていますよと言われれば一発で終わりなんですけど。

前も申し上げたんですけど、中山間地対策をするならするで、事業を全部細切れにしないで、もう少し有効な財政的使い方というのができな

いものかどうか。各部に細かく切ってしまって、合算すると大きな金額になるけれども、それが本当に政策的効果になるのかどうかというのを非常に疑問に思うときがあるわけです。その辺はどんなふうにお考えになっているのか、そこを聞かせてください。

**○西野財政課長** まず、予算の考え方について大きく申しますと、基本的に予算につきましては、地域住民に必要な不可欠なサービスであるとかそういったものを一つ一つ積み上げた、いわば県民経済にとって欠くことのできないものとして組んでおります。その中で特に何を配慮すべきかということについてまとめているのが21年度の重点施策であります。これにつきましては県民政策部のほうで検討ということで、我々も協議を受けまして、最終的には、知事のもとで開かれる会議において、各部局の合意のもとでこのような形で推進していこうというふうにしておりまして、結論から申しますと、重点施策、推進すべき施策の方向性と我々の予算編成方針というのは合致しているということでございます。そのような方針をいかに予算につけていくかということは、我々としては予算の要求枠の活用方法で、まず一つそういったものを要求しやすいような土俵をつくっております。あとはそれをいかに各要求部局において有効に活用するかということに尽きるかと思いますが、我々としては、庁内挙げて検討した推進の方向性に沿って予算をこれから編成してまいりたいと考えております。

**○井上委員** それに関連してですけど、例えば建設業の方たちの倒産が非常に多い。これについては、商工観光労働部のほうでは、倒産をしないように手当てをできるだけしますと。向こうが持っているのは、倒産しかかっているのを

どうかして資金で支えていこうと。資金のシステムで支えていこうと。具体的に財政方としては、建設産業対策といったときに予算の手当ての仕方というのは何なんですか。単なる財政的な、資金的に倒れかかっているのを、お金を借りなさいよと、そこで支えているだけなんですか。県としてはそれがいっぱいいっぱい、対策として入札制度を少し変えるだけで支えは終わったんだというお考えなんですか。私は、県が持っている財政をどう使って、倒産させずに企業が存続できていくように、また税金を払っていただけるようにしていくかということが非常に大事だと思うんです。企業の努力というのは絶対ないといけないと思うんです。そこはないといけない。だけど、具体的にそういう場合に県がしているというのは、資金繰りをちょっと支えてあげるとい程度のことしかないというふうなことなんですか。建設産業対策というのはそういうことですか。

**○西野財政課長** 建設産業対策につきましては、今年度の重点施策の一つに挙げさせていただきましたが、来年度におきましても、雇用創出・就業支援対策として引き続き重点的に取り組むことにしております。取り組みの内容につきましては、申しわけございませんが、我々、各事業を組み立てて説明する立場にございません。県民政策部がまとめた重点施策に沿って各部局が要求してくるものと思いますので、そちらにつきましては、きょう午前中に県民政策部の方から説明があったと思いますので、こちらからは控えさせていただきたいと思っております。

**○井上委員** 結局その財政的なあれをつけるのはあなたたちなんですよ。そこが私もいつもよくわからないんです。県民政策部と具体的にきちんと政策的効果が出るような形で議論はさ



れているんですかと聞いたのはそのせいなんです。中山間地対策もそうです。各部見てもらったわかるけど、あれを一回合算してごらん下さい。すごい金額になるから。それが余りにも小さく細切れになっているから政策的効果が出ないんじゃないかというのを何度も室長にも言うわけです。だけどそういう使い方なんですよ、予算の使い方というのは。事業でつくから。各事業ごとに細かくついているから。各部が少しずつ持っている。合算したら相当なものになるわけ。だから、そういう財政的な使い方、出動のさせ方が今有効ですかということを聞いているんです。

建設産業に対する下支えというときに、それが本当の下支えになるのかどうか、これも非常に疑問があるんですね。使い方が一辺倒で、同じような形で、同じように毎回。だから、何のための仕分けをしたのか、評価をしたのか、非常に疑問を持つんです。もっと政策的に有効な使い方——知事に言うと、知事はいつも、「農産物は僕は売れるけど、経済対策とか雇用対策とかできないんですよ」とおっしゃるから、ないのかなといつも思うんです。農産物のアピールだけで終わっていいのかというのは物すごくある。観光だってそんなに広がっていない。

いろんなことを考えたときに、出した分の金が本当に生きてこっちに返ってきているのかどうか、きちんとそれを見てもらいたいと思うんです。お金を出した分の評価、政策的効果が出ているのかどうかというのは見られていないのではないかと、違ったところに使われているんじゃないかという疑問がわくわけです。建設産業の雇用対策も、農業のほうに行かればどうですか、雇用されている人たちをそっちに動かしたらどうですかと。新分野開拓とか言っているけ

ど、そういう誘導の仕方だけしかないではないかと言っているわけです。それで本当に宮崎県の建設産業界を支えることはできますかと聞いているわけです。それが本来自治体が持っている金の使い方ですかというふうに聞いている。

**○西野財政課長** 非常に大局的なお話だろうと思いますけれども、我々予算編成に当たっての基本姿勢でございますが、予算要求があったものについて精査していくということでございます。細切れという御指摘につきましては、我々は必ずしも御趣旨のとおりではないと思っておりますのが、例えば、中山間・地域対策室に県土整備部の中山間地域対策にかかわる事業をすべて持ってきてできるか、執行できるかというところ、それは無理だろうと思っております。つまり各事業はそれぞれに、目的であったり、実際に事業を執行するスタッフがいて初めて成り立つものでございまして、それらを総合的、機動的に組み合わせることで、トータルとして大きな施策の方向性を実現させようということで、我々は一つ一つ事業を精査したものについては、いずれも必要性なり効果なりが認められるというふうに判断しております。

**○井上委員** 私は別に大局的に言っているつもりはなくて、非常に個別的にというか、細か過ぎるのかなと思ったりもしながら聞いているんですけど、やはり緊急の場合には緊急の財政出動のあり方というのはあってもいいのではないかとというのが基本的な考え方なんです。いつも従来どおりの、いつもおしなべて同じような予算の執行の仕方というのはいかがなものかと言っているわけです。周りが緊急の場合には緊急の財政出動の仕方というのは考えられてもいいのではないかとことを言っているだけです。

**○中村委員** 前も発言させていただいたことが

あるんですけれども、皆さん方は、何かといえ  
ば、重要なことについては、外部評価委員会と  
か仕分け委員会とか、その辺でお茶を濁して、  
さっき鳥飼委員がおっしゃったように4時間で  
何ができるかと。それが無駄遣い。議会がある  
わけだから、今コラボレーションという言葉が  
はやるけど、議会と執行部とのコラボレーショ  
ンがないとだめだ。何かといたら、議会はさ  
ておいて、特別何とかの外部委員会をつくって  
それで終わり。そういうようなことをやってい  
たらだめだと思います。

午前中の県民政策部の評価のAとかBとかつ  
けているけど、あれも単なる自己満足であって、  
あんなものがAかなと。中身に踏み込んでいな  
い。指摘したけど、例えば障がい者の問題だっ  
て、就職支援みたいなものをお願いしてやって  
いるけど、もたずにやめているのはカウントし  
ていない。そういった片手落ちがいっぱいあり  
ながら外部評価委員会の人たちは気がつかない。  
わからないわけです。

仕分け委員会だって議会がやるべきが筋で  
あって、外部に仕分け委員会を任せる必要は全  
くない。おかしいじゃないですか。さっきお話  
のあった198の事業を仕分け委員会で出して  
もらっている。うそを言うなど。何が素人が198も  
出せるものか。皆さんが出したんでしょう。「こ  
れはどうですか、これでやってください」と。  
そういうきれいごとだけで今からの県政はやっ  
ていけないと思いますよ。この前も言ったん  
だけど、仕分け委員会は特別委員会をつくって議  
会でやるべきだ。何で外部の人にさせにゃいか  
んのか、金を払ってまで。これは絶対おかしい  
と思います。そういう考え方を改めないと思  
うと県勢は発展していかない。格好はいいです  
よ、外部に委託して外部で決めてもらったと。  
4時間で

AかBかCかという評価ができるはずがない。  
また仕分け委員会は、素人が来て198も事業を  
上げられるはずがない。みんな執行部が誘導し  
ているわけです。部長、そう思いませんか。

○山下総務部長 確かに御指摘のように、最近  
外部委員会というのを活用するというのがある  
意味で免罪符的に使われているという状況は否  
めないことは私も感じております。そういった  
中で、御指摘のように、議会とどう関係に  
外部委員会を位置づけるのかということは、私  
ども執行部として、現実には相当苦慮してい  
るところでございます。一般的な、世間的な見方  
としては、県民目線というのが外部委員会で確  
保できるのではないかというのが一方でありま  
すし、あるいは県民参加型の行政というところ  
でそういった要求も満たせるのではないかとい  
う気持ちはありますけれども、しかし、待てよ  
と、その前に、議会の先生方がおっしゃるよ  
うに、「我々は議決機関であって、かつチェック機  
関である」という基本的な立場のところでは  
言わせば、疑問が生じられるというのは当然のこ  
とだろうと思います。これは県庁総体でござい  
ますけれども、専門的意見を求めるような委員  
会は別といたしまして、外部の県民目線とい  
った形での委員会というのは、一たんよく考え  
直してみる必要があるという気はしております。

○中村委員 今、部長がそうおっしゃったので  
安心しましたけれども、エコプラザの件だ  
ってそうですね。宮大の工学部の土木工学科の先生  
は当然だろうけど、弁護士もいいと思いますよ。  
だけど、あとはそんなに重要な人たちだったの  
かと。あれだけのことを環境森林部でがんが  
んやっ  
ていながら、あれをそのままともに受け  
れば  
いいわけであって、外部委員会をつくって  
金をかけてやる必要は全くないと思う。工学部

の先生あたりの設計とかそういったものについては、我々も素人だから十分配慮せにやいかん。どういう工法がいいのかとかそういうのは。しかし、そのほかの件については何も外部から招かなくても私はいいと思います。法的なことはいいと思うけど。部長がおっしゃるように免罪符的に使ってもらったら困ると思う。今後ひとつ心して今からやっていただきたいというふうに思います。以上、要望です。

**○米良委員** 財政課長、ここは総務政策常任委員会なんですよ。午前中も、お互いのやるべきことは何かということからいろいろ議論をさせてもらったんです。特に今いろいろ話が出ておりますけれども、予算編成を目前にしている今の時期だから、もう査定をやられるでしょうから、各部各課から上がってきたいろんな予算要求をどう皆さんが査定をし、あるいは過去の年度における実績をどう生かすか、あるいは取捨選択して21年度に反映をされるか、大事な時期だからみんな言っているんです。総務部と県民政策部の置かれている職務のことを私も言いたいんです。各部各課が持ってきた予算については、皆さんそれぞれ感じていることはたくさんあると思うんです。出された予算要求をただ闇雲に、査定をいい加減にしてとは言いませんけど、十分その辺を過去の年度において評価した上で予算をつけてほしいということなんです。そういう職務能力を持っているのは総務部と県民政策部ですから、そこ辺のことをみんな言っているわけです。政策的なものは、農業は農業、公共事業は公共事業、いろいろあるでしょうけれども、全体的な視野に立って皆さんたちが指導的能力をどう発揮するかということなんです。だから、そこ辺を十分踏まえた上で予算編成をしてほしいということです。職務能力だと私は

思うんです。午前中もそういうことを言いました。何も悪意で我々は言っているわけじゃない。評価に値するかしないかというのは、さっき出ておりましたけど、ほとんどAでしたよ。しかし、我々から言わせると、本当にそうなのと疑わしい結果が出たから、あえて皆さんそれぞれ言ったわけです。そういうことを念頭に置いて予算編成していただきたい。

**○中野一則委員** 先ほどから外部委員会等のことが出ておりますが、外部委員会をつくることのもとになるのは、ちゃんと条例があってつくられているわけですか。条例に基づいて設置すると。

**○山下総務部長** 基本的に要綱設置だと思います。条例をもとにしたものは、今議論の対象になっている外部委員会といいますか、そういったものとは別だろうと思います。

**○中野一則委員** 条例に基づかずに知事のツルの一声でできるということですね。それで提案ですが、やはり議会とのコラボの話も出ましたが、議会がないがしろにされているという気持ちが議員の人は非常に強いんです。外部委員会みたいな委員会をつくるときには、必ず議会の議決が必要だという条例を提案して今度の議会に出してもらったらどうですか。それをつくるときには必ず議会が承認する必要があると。そうすれば議会から何も文句も出らんし、自信を持って外部評価委員会みたいなものができると思うんです。どうですか。

**○山下総務部長** 法律、条例でそういう委員会を設けるという場合は、おのずから一定の基準といいますか、物事の軽重といいますか、対外的影響を含めて法令で判断されて、条例必置なり、法令で必置ということになっていると思いますけれども、今議論の対象になっている外部

委員会というのは、あくまでも県の施策を進めるに当たって参考意見を徴するという意味でほとんど置かれているのではないかと思います。それを条例設置とするかどうかについては議論する必要があるのではないかと。私がこの場で即断はできないというふうに思います。

○中野一則委員 出してください。出れば議論しますから、お願いしておきます。

市町村公営企業決算の概要というのが出ておりますが、これは毎年今の時期にこんなふうに出されているんですか。

○四本市町村課長 毎年この時期に前年度の決算ということでまとめまして、マスコミのほうにも発表をしておるものでございます。ただ、議会といいますか、委員会に対しては今までこういう形ではお示しをしていなかったと思います。

○中野一則委員 議会に出たのは初めてですね。

（「要望した」と呼ぶ者あり）要望したのだったら中身に移りたいと思います。病院会計のことでお聞きしたいんですが、ほとんどが繰入金で繰り入れして黒字になる。それでも赤字になっているという状況であります。その中で県立病院があるところ、宮崎、延岡、日南、そこには当然のごとく市立病院がないわけです。宮崎は、合併して田野があるから、ここに書いてあるわけですがけれども、そういうところはもちろんないから企業債の残高というのもないわけですがけれども、ほかの公立病院があるところ、西諸とか入郷とか西臼杵とか串間、こういう県都から遠いところに公立病院がありますね。現実には赤字経営、一般会計から繰り入れをされている。しかも企業債がまだうんと残っているという状況です。こういう状況を県立病院を運営される県という立場から見てどんなふうに評価される

のか、担当課長か部長かお答え願いたいと思います。

○山下総務部長 私が病院局にいたことを御承知の上でそういう御質問だと思いますけれども、医療というのは1次から3次まで大きく分かれておりまして、基本的に、県立病院はそのうちの2次、3次を担う、1次は市町村で担っていただくという大まかな役割分担をしております。その役割分担に基づいて必要な地方財政上の措置がなされておることが前提でございます。ただ、現実には、それぞれの医療機関は歴史的経緯の中で置かれてきているというのが一番大きな理由になっています。そういった意味で、地域医療が要求するものと現実の医療の供給のあり方が必ずしもマッチしていないというのが現実のようでございます。

○中野一則委員 私が言いたいのは、県立病院から遠いところの市町村の公立病院、ここには県としていろんな形で今後配慮してほしいと思います。この前の議会で、小林市に5億円補助してくださいという一般質問が出ておりましたけれども、知事はにべもなく断っている状況がありましたし、その前の議会では、都城がかなりお金の要求をされているような一般質問でした。2次、3次は県立病院が持つと言われたけれども、そこに行くのに時間がかかって行けずにいろんなことが発生していると思うんです。東京都でさえも、この前、お産でたらい回して亡くなったというのがあるのに、田舎は表面に出てこないばかりで、過去の歴史を見たらあったと思うんです。ですから、医療体系というものを、県立病院、市町村の公立病院ですから、お互いに連携をして、できたら津々浦々に住んでいる、中山間地での重点事項も来年度あるようですから、そういう目線からもひとつ心した

県という行政を施していただくように要望しておきます。来年度の予算を期待いたしております。以上です。

○鳥飼委員 財政課長、記憶していなければいいんですけど、今、「宮崎遺産」というのをみやぎアピール課が募集していますね。近所の年代物といいますか、地域の宝とか。新別府にもイモグスの大きいのがあるんですけど、あいうものを宮崎遺産として登録するというのがあるんですけど、これは予算化してあるんでしょうか。

○西野財政課長 済みません、私、ちょっと不勉強で、そのような事業があるようではございますが、具体的にどういう形で財源等を、もしかしたらゼロ予算かもしれないけれども、ちょっと承知しておりません。後ほど調べさせていただきます。

○鳥飼委員 要望なんですけど、なぜこれをお尋ねしたかという、先ほどの仕分け委員会ではないけれども、予算化をしてなくて思いつきでやったことはおかしいじゃないかという意見がさっき出たとおりで、総務部長が病院局におられたときですけれども、そういうことでやってもらうと、これは行政としてはおかしいということがあるものですから、そこ辺は確認をしていただいて、後ほどでもお答えいただければと思います。

○黒木委員 来年も退職者が200人前後出ると思うんです。今、皆さんたちが退職積み立てをされる、天引もされておる。そういう中で、皆さん方の退職積立金はどれぐらいあるのか。それとも1年間で積み立てて足りない分を退職債か何かで出していくのか、どういう方法でこれから考えられているんですか。

○西野財政課長 職員の退職金でございますが、

具体的に個人個人の積み立てに応じてその特定の個人に給付するという方式はとっておりませんで、当該年度に発生する退職手当を毎年の税財源等の中から捻出しているという状況でございます。

○黒木委員 といいますと、皆さんたちは天引されますね。1年間で数十億、それで不足した分を一般財源から借入れをして出していくという方法をとっているわけですか。

○西野財政課長 先ほど申しましたように、積み立て方式をとっておりませんので、基本的に全額一般財源からその年に必要なものを義務的経費として拠出しております。

○黒木委員 職員が今から不安に思うのは、一般財源から出しているわけですから、どうしてもそこを抑えられてくると非常に窮屈になってくるんじゃないでしょうか。だから、職員も退職金に対して将来不安があるんじゃないか。国から交付税等が圧縮され、狭まってくると、いろんな面で不安が職員にもあるんじゃないか。絶対それは確保してやるというものはないわけです。

○西野財政課長 基本的に退職手当など人件費は義務的経費でありますので、現在のところはそこは確実に手当てしていくと。

○黒木委員 大阪府知事かな、職員給与とかそういうものを知事サイドで減額するというふうに言われているじゃないですか。ということは、知事がそこまで手をつけないとならんということになればなるんですか、それは。

○西野財政課長 他団体においてそういった禁じ手のようなものを使っている事例もあるとは承知しておりますが、そうならないように、まずは財政改革プログラムを着実に推進しまして、財政規律をしっかり維持しながら予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○黒木委員 自分たちで積み立てはしなくても、今まで自分たちが出してきた分は先輩にどんどんやってきたような感じですね、退職金は。今まで毎回出しているけれども、はっきり言ったら先輩が全部もらっていったわけです。今度自分たちがもらうときには、後輩から積み立ててもらわないとできないわけですよ。逆に職員数はどんどん減っているわけですから、今言うように削減しているわけだから、現実に見れば、県の持ち出しがだんだん多くなっているのかなという気がするんです。そう思うものだから。

○西野財政課長 現在の仕組み、本県において退職金をどう拠出しているかにつきましては、おっしゃるように、毎年職員から徴収したものを一般財源として充てると。積み立てておくというお話ではありませんで、年金の賦課方式が現行制度にありますように、毎年の財源の中でやりくりしているということです。

○山下総務部長 一般会計の場合には基本的に積み立てというのはございません。企業会計の場合には、御存じのように、引当金というのの一部やっとな積み立てられるようになったというのがあるんですけれども、一般会計の場合には引き当てという制度そのものがありませんので、当然当該年度の歳出の中でその都度手当てをしていくということでございます。黒木委員のおっしゃるのは多分年金の問題があるんじゃないかと思いますが、年金は、共済年金といいますか、我々掛金を毎年払っている。その中で、年金の支給年齢になったら退職された方にはそれが支払われていく。そうすると現職の人たちが掛けている掛金も食っていくことになるのではないかと、そういう御懸念だと思いますけれども、年金の場合には、共済法の中で、大きな枠組みの

中で、10年とか20年というスパンで計算された上で掛金が決まっておりますので、当然そこは支給の水準も含めて計算されているということでございます。

○黒木委員 いや、だから職員は不安はありませんかと、一般財源化して毎年支出していくわけですから。そうすると、財政圧迫になってきたから、少し縮めないかということになってきたときに不安はありませんかということです。

○山下総務部長 退職手当の計算方法は条例事項でございますので、議会で議決をいただいた上で決めるわけです。したがって、未来永劫に今の率が保証されるということにはなっていない。過去にも、最高の支給率が、例えば63.何月分というのが現状は59.8月分ぐらいだと思いますので、現実には下がっているという状況はございます。

○中野一則委員 退職金の要支給額を引き当てていないわけだから、実際支出するときに職員のでこぼこがあれば、たくさんの人がやめるときにはたくさん退職金を支払うわけだから、それを一般財源から義務的経費で支出するという事は、その年においては投資的な予算が圧迫を受けているということでしょう。そのときに足らん分は起債を起こして借り入れることができるんでしょう。それは将来にツケを回すということですね。私はそんなふうに理解しています。

○山下総務部長 おっしゃるように、退職手当債というのを発行できるようになっておりまして、当然それには条件がついております。将来にツケを回すというのは、ある意味では負担を平準化するということでもございますので、でこぼこがあるものをそういった制度を使ってならずということが一つの方法ではございます。

○外山委員長 その他でございますか。

○中村委員 ちょっとお伺いしますが、高原、小林、野尻の合併ですね、ここまで積み上げてきて、40何項目の中の1つだけ、いわゆる高原のお医者さんの給与の問題等で今休止状態。11月までが期限ですね。これはなぜもっと努力をして合併ができなかったものか。今聞いてみたら、市町村課に市町村合併支援室があるでしょう。室長以下6人いらっしゃる。その地域の自主性に任せるといつも言われる。しかし、ここまで来てなぜ調停をしながら合併させないのかというのは、今県民がみんな思っている。40項目の中で1つだけまとまらなかった。医者の方の格差の分については3年ぐらいか4年ぐらいでも、5年ぐらいでもいいが、そこで解決していきましようよと御理解いただいて合併させるというのが筋じゃないかと私は思うんだけど、部長、どうなんですか。

○山下総務部長 委員御指摘のように、今回の高原、小林、野尻の状況というのは非常に残念な状況でございました。正確には45項目中44項目までは合意した。残りの1点でこういった事態になったということでございます。その話をよくよくお聞きしますと、やはり医師の待遇の差が非常に大きい。そしてその差を埋めるといいますか、低いほうにすることによっては、一方は医師が確保できない、それはすなわち地域医療が確保できないというお話。一方から言わせると、その差をある意味認める格好で別の方法を提案したと。つまり、それが指定管理者なり、あるいは独法なりということであった。ところが一方のほうは、まさしく純粋の公立病院でない医師の確保はできないというお考えがあつてこういった事態に立ち至つたようでございます。

その間、私ども、もちろん支援室を中心にして、御指摘のような問題そのものは——恐らくある意味今回の妥協点としては、とりあえず違う形態で給与差は現状を合併のときまでは続けると。その後何年かかけてそれを埋めていくということも頭にあつた上でそういう妥協点を提案したと思いますけれども、それでもやはり純粋の公立病院ということでこだわられたと。それは町民説明会等もされた上で御判断されたということのようでございます。相当回数にわたつて私どもも説得と申しますか、着地点を探したわけですが、残念ながらこういった事態になりました。私もそれぞれの首長さんにお会いして説得を試みましたが、今こういう休止という状態に立ち至つたということでございます。

○中村委員 やっぱある部分では県がリーダーシップとして、自主性に任せると申すだけでなく、言葉は悪いが、脅してでも合併させないといかんかったんじゃないかと私は思うんです。小林が野尻と合併する場合に、高原だけ残すということは将来に禍根を残すように思うんです。そして、もう一つ、知事がそのときに出張っていく気持ちはなかったんですか。

○山下総務部長 役不足ではございますけれども、知事の名代として私が参りました。私どもの報告もおくれたというのはございます。やはりそういう局面をつくるべきであつたし、活用するべきであつたと思います。ただ、病院問題という非常にセンシティブな問題という中で、果たして知事の出番があつたかなという気はしております。

○中村委員 決して山下部長を軽んじておるんじゃないんですよ。ただ、ああいう場面になったら、おれが行つて話してみようというぐらい

の積極性がないとだめよ、知事は。これはきょう意見があったと言っておいてください。部長に行っていとおっしゃった。代理で行った部長を軽んじているわけじゃないけど、知事という県政のトップが行ってじっくり話をするとまた展開が違ったかもしれない。そういうことを考えると、やはり、必要な出番のときにはみずから出ていくということを総務部長あたりが押しやらないといかんと思いますよ。それを要望しておきます。

**○鳥飼委員** 関連してですけれども、今度50億円ぐらいで建てかえると思うんですけれども、市民病院のベッド数と、高原町立病院のベッド数を教えてもらえませんか。

**○四本市町村課長** 小林市民病院が138、高原町立病院が56というベッド数でございます。

**○鳥飼委員** 両方とも中小病院ですね。今の医師不足の状況の中で果たして持ちこたえられるのかと心配しているわけです。小林のことですけれども、小林市民病院を建てかえしてもそれでやっていけるんだろうかという思いがあります。舞鶴市に舞鶴市民病院というのがありまして、自治大臣の優良病院として表彰を受けたこともあった病院ですけれども、市長が医師の給与をもうちょっと下げてくれということを行った関係でごちゃごちゃしまして、今は4人か5人しかお医者さんはいなくなって、院長も副院長もやめてしまったという状況が出ていますから、総務部長が言われるように非常に難しい問題であるんです。今後どうやって医師確保をやっていくのかという見通しも本当に大事なことです。市民病院を建てかえたからといって医師確保ができていくかといったら、これは果たしてと思っているんです。そうでなくても、こども医療圏とかいろんな考え方が出てくる中で、

7つの医療圏構想そのもの自体が危うい状況になってきているわけですから、そこら辺もひっくるめていかないと、下手をすると高原町立病院のほうが生きていくという可能性もあるんです。そういう状況もあるということもぜひ押さえておく必要があると思います。

それと、中村委員も言われましたけれども、総務部長、この件はどうなっているのかという話がトップからあるような状況がないと、職員の方皆さんもそうですけど、我々議会も失望感を抱きますから、そこはなかなか難しいと思いますけれども、総務部長が事務方のトップですから、そこはしっかりとやるべきことは言って、けんかしてもらってもいいと思うんです。けんかしてもいいから頑張ってくださいたいと。県政のトップなんだからという思いがありますので、そこはよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○外山委員長** よろしいでしょうか。では、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様方、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後2時56分再開

**○外山委員長** 委員会を再開いたします。

その他で何かございますか。

**○井上委員** 予算の使い方について、知事は本当にきちんと考えているのかどうか。財政出動しないといけないときには、緊急事態が起こったときには出動するぐらいの力がないとリーダーシップが全然発揮できない。建設業の皆さんのところもそうだけど、単なる資金的な下支えで、その人たちは借りたら返さなきゃいかんわけだから、それはもうなかなか大変なこと。



知事はもう少し真剣に予算編成するならするで  
真剣にやってもらいたい。だから、委員会に呼  
ぶなり何なりするぐらいないと、あの人はわか  
らないんじゃないかと思います。

○外山委員長 それは議会中の委員会で検討課  
題にしましょう。

以上で委員会を終了します。

午後 2 時 57 分閉会